

2024年度事業報告書

自：2024年4月1日 至：2025年3月31日

- (1) 業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、公益の担い手として、コンプライアンスを確保しつつ、業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として健全な発展を遂げ、我が国産業・経済の発展に資しひいては世界の経済社会に貢献するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行った。
- (2) 当工業会では、2011年に競争法に係る一部会員会社への調査が開始されるなど、競争法に係る諸事案の発生が続き、内外の諸般の状況から厳しい制約が続いてきた。こうした2011年以来の事態の中、当工業会は、2012年度に一般社団法人への転換を果たして以来、新たな工業会の構築のため改革と事業運営を積み重ねてきた。これを基盤として、新型コロナウイルス感染対策に係る制限緩和の動きも背景に、直近において新たな形での平常化を目指す段階に至っていた。2024年度においては、これを引き継ぎ更なる進展を図るよう、改革推進と事業展開を図った。なお、戦争をはじめとする地政学的リスクの増大や感染症・自然災害など、世界的規模での変動が引き続いていることから、慎重さも併せ持って対応した。要点は以下のとおり。

①不断の改革

当工業会は、2011年以来の厳しい事態を「変革の契機」と積極的にとらえ、特に改革に注力してきた。その成果の定着を図るとともに、不断の改革も続け、新時代に適合した「日本ベアリング工業会」に向けた変革に努めた。その変革にあたっては、今般の「変革の契機」がコンプライアンス確保に関わるものであることにも鑑み、形だけでなく意識面での改革という裏打ちを整えていくことに留意した。

②基本理念の堅持

当工業会の基本理念については、2012年度において「コンプライアンス確保」及び「公益的事業への純化」の2本柱を定め、定款の大本である目的規定に明記し、確固たる根幹となっている。

(i) コンプライアンス確保について

(ア) 2011年7月以降、当工業会は、工業会・会員とが一体となってコンプライアンスの強化を図っていくためアンチトラストに係る顧問弁護士（リーガルカウンセル）への委託を行っている。本年度においてもこれを継続し、適切な指導を受けた。また、必要に応じ、競争法の観点に限らず、広く弁護士等その他の外部専門家からの適切な指導を受けた。

(イ) 諸手続きを含め組織制度・運営管理について、リーガルカウンセルと相談しな

がらコンプライアンス確保の観点からの改革を進めた。その中で、効率的かつ的確なコンプライアンス確保がなされた工業会の更なる構築に努めた。

(ウ) また、リーガル・マインドについても、工業会、会員等すべての関係者においてその向上に努めた。とりわけ、事務局職員においては、そのリーガル・マインドの基礎の上に、工業会の顧問弁護士等の意見を咀嚼し自ら判断する力を養い、コンプライアンス確保に則した運営手法・ノウハウの熟度向上を図るよう引き続き努めた。

(エ) 工業会の各種会合などにおける事業推進のために必要な情報交換については、コンプライアンス確保が当然の前提だが、これを過剰に意識し必要な情報交換を忌避してしまうことは、公共的事業の推進こそ当工業会の社会的責務であることから本末転倒である。当工業会は、既に長年にわたり顧問弁護士のチェックなどのコンプライアンス確保の仕組みを備え、かつその深化に努めてきている。こうしたコンプライアンス確保のもとで、当工業会は、必要な情報交換を活発に行うように努め、同時にこれに則した意識改革も進展させるよう、引き続き努めた。

(ii) 事業推進について

(ア) 事業は、コンプライアンス確保の観点からも個々の事業目的は明確かつ限定的であるべきで、これに則しつつ「公益的事業への純化」の基本理念に沿って、その純化が進められ、概成に至っている。その上で、本年度においては、内外の諸環境に則したニーズを踏まえ事業の改廃・創設に努め、的確な事業推進とその活性化を図った。また、必要に応じ、事業推進の基盤となる枠組み（組織制度・運営管理）の変更も並行して努めた。

(イ) 事業推進にあたっては、会員各位による適切な役割分担が基盤となる。

とりわけ、個別事業あるいはその中の特定事業分野*ごとにリーダーシップをとる役割分担（例えば委員会における委員長など）について、当工業会では「適材適所」を原則とする「事業別担当幹事制**」の仕組みをとっている。この「適材適所」は当工業会において広く適用されるべき原則と位置付けられている。

本年度も、会員各位における適切な役割分担を図り、安定性・柔軟性を踏まえた同制度の運用に努めた。

* 例えば技術標準化事業における公差分野の GPS（製品の幾何特性仕様）や国際事業における偽造品対策の実務など。

** 「事業別担当幹事制」の沿革。

当工業会では、2011年以前は、2年ごとの短期的・定期的・機械的な役割の輪番制が中心であった。2011年7月以降、この輪番制を基軸とした会長ローテーション、部会制度等の従前の仕組みが立ちゆかなくなった。また、事業の高度化の要請も日増しに強くなった（下記（ウ）参照）。改革の一環として、従前のものを廃止し「事業別担当幹事制」に移行し、以後、事業推進の根幹として機能している。

【本年度の事業別担当幹事の分担】

技術標準化：日本精工、通商＆安全保障：ジェイテクト、環境：不二越、統計：N T N、不正商品（偽造品）：権利者（大手4社等）、全体は日本精工、W B A：N T N*、日本精工*、ジェイテクト、不二越、中小企業対策：井上軸受工業、泉本精工、シミズ精工。

*2024年9月 W B A総会でN T NはW B A会長に、日本精工はW B A副会長に就任。

（ウ）近年は国際化の進展など環境変化が著しく、I S O標準化、偽造品対策をはじめ各種事業において対応の高度化が要請されてきている。

事業推進の要となる専門家については、その確保・資質向上・長期的な育成が肝要である。将来に向けてこれに注力し適切な事業推進に努めた。

また、高度化した事業の継続的推進により、それら事業の実施母体である委員会等の組織、あるいはそれを構成する会員企業の専門家において、高い経験知見とノウハウ等が蓄積しており、これらは当工業会の「内部資産」といえる。これを工業会の活動基盤として一層有効活用するよう、ひいてはそれにより業界全体へ裨益がなされるよう努めた。

（3）国による法制度変更に伴い、当工業会は、2012年4月に一般社団法人に移行し、準則主義に基づく「法人法*」に従った自主的運営を行っていくこととなった。

もとより当工業会は「コンプライアンス確保」を理念のひとつの柱としているが、これと軌を一にして組織の内部統治をはじめとする法人法に規定されるコンプライアンス、透明性、due processの確保の基盤の上で、適正な運営管理に努めた。

*正式名称は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（2008年12月1日施行）。

公益法人に係る制度体系は、従前の民法を根拠にする制度から、新法として制定された本法に基づく制度に抜本的に変更された。

（4）以上を踏まえ、2024年度は、新型コロナ禍からの事業活動の回復も勘案し、可能な節減に努めつつ必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行った。

本年度における事業の概要は次の I ~ V の通りである。

I. 総会

1. 第26回総会（2024年度定時総会）

日 時 2024年6月7日（金曜） 14時57分～15時50分

場 所 東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館 6D-1・2会議室（6階）

会員の出席状況等

・議決権のある会員総数	32名
・総会員の議決権の数	32個
・出席会員数（委任状による者（16名）を含む）	32名
この議決権の総数	32個

議事の経過の要領及びその結果

定款に従い、代表理事 会長の市井明俊氏が議長となり、出席予定者がすでに全員揃い着席されていることを受け、14時57分に第26回総会（2024年度定時総会）を開会する旨、発言し、上記の通り会員の出席があり、議案の決議に必要な会員の出席が確保されているため、本定時総会は、定款に基づき、成立した旨、議場に報告を行った。

その後、市井議長より、本定時総会を開会するにあたり、①来賓の紹介、②立会い頂いている顧問弁護士の紹介、③議事録には、定款に従い、出席した代表理事である自身と宮下副会長兼専務理事が記名押印すること、④例年と同様、本定時総会終了後に開催される理事会に、本定時総会の出席者全員に引き続き参加頂きたいこと などについて述べられた。

次いで、宮下副会長兼専務理事より、安全対策の観点から、災害等の際の避難経路図について説明された。続いて、市井議長より議長挨拶、経済産業省 製造産業局 産業機械課長 安田 篤 殿から来賓のご挨拶が行われた。

次に、阿江順也弁護士より、独占禁止法に係るコンプライアンスを確保する趣旨から出席している旨、説明した後、配付資料が独占禁止法上、問題がないことを事前に確認している旨、述べられた。また、独占禁止法遵守にあたっての注意点を交えて、全出席者に同法の遵守を喚起し、その意思の確認がなされた。

その後、議事に入り、下記の報告及び各議案の審議を行い、議案について全会一致をもってこれを承認可決した。

1. 報告

第1号報告 2023年度事業報告書に関する件

2. 議案

第1号議案 2023年度貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認の件

- 第2号議案 2024年度事業計画書及び収支予算書の承認の件
第3号議案 2024年度会費の件
第4号議案 役員（理事及び監事）の選任の件

2. 第27回総会（書面による決議）

宮下副会長兼専務理事より、佐藤和弘 氏（株式会社ジェイテクト 前取締役社長 CEO）の理事辞任（2024年6月25日付）に伴う、後任の理事に関して、近藤禎人 氏（同社取締役社長 CEO）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して書面（2024ベア工総務第9号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があつたため、定款第19条第3項により、上記提案については可決する旨の総会の決議（2024年8月5日付）があつたものとみなされた。

II. 理事会

理事会は工業会の業務の執行等に係る重要事項の審議、決議等を行う。一般社団法人に係る法令・定款に基づき、理事本人による過半数の出席との定足数の要件のもと、年間の定期理事会の開催回数は4回（1月、3月、6月、11月）※となっている。

※2011年7月以降の諸般の状況等から事業運営の合理化も勘案し、従前の年6回から4回に変更。

各理事会の主な議題は、次の通りである。

第62回理事会（書面による決議）（2024年5月14日）

1. 2023年度の決算書並びに附属明細書【承認事項】
2. 2023年度の事業報告書並びに附属明細書【承認事項】

第63回理事会（2024年6月7日）

1. 会長・副会長・専務理事の選定【承認事項】
2. 参与の委嘱【報告事項】
3. 技術標準部会報告【承認事項及び報告事項】
4. J B I AのW B A役員人事【承認事項】

第64回理事会（2024年11月28日）

1. 人事異動【報告事項】
2. 2025年の理事会等の開催日程等【承認事項】
3. 環境対策の取り組み【承認事項・報告事項】
4. I S O／T C 4等の取り組み【報告事項】

5. 国際関係の取り組み【報告事項】
6. 中小企業対策の取り組み【報告事項】
7. 「経済産業省こどもデー」への出展【報告事項】
8. 下請企業対策の動向【報告事項】

第65回理事会（2025年1月21日）

1. 2025年の会議日程等【報告事項】
2. 技術標準部会報告【報告事項】
3. コンプライアンス確保の注意喚起【承認事項】
4. 2025年度のポイント（案）【報告事項】
5. 中小企業信用保険法（セーフティネット保証5号）の規定に基づく指定業種の延長【報告事項】
6. IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度（JC-STAR制度）の開始【報告事項】

第66回理事会（2025年3月31日）

1. 人事異動【報告事項】
2. 2025年11月及び2026年1月の理事会等の開催日程等【承認事項】
3. 第28回総会（2025年度定時総会）の招集と議案の事前審議【承認事項】
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項（議案）
 - (3) 総会次第
 - (4) 2024年度収支決算見込み
 - (5) 2025年度事業計画書、収支予算書及び会費
4. 中小企業信用保険法（セーフティネット保証5号）の規定に基づく指定業種の延長【報告事項】
5. WBA東南アジアロビー【報告事項】

III. 参与会

参与会は、一般社団法人への移行（2012年4月1日付）に伴い、従来の「評議員会」を「参与会」に名称変更したものである。参与には理事・監事以外のすべての会員代表者が委嘱される。

参与会は、年度の中間（11月）において開催され、専務理事より参与に対し、当該年度の事業について中間報告を行い、参与の意見を伺う機関である。

本年度は、11月28日に開催され、宮下副会長兼専務理事より、2024年度のそれまでの事業報告として、上記第64回理事会の各議題の内容等にも言及しつつ、要点説明が行われた。

IV. 会員等の異動

1. 会員の異動

2025年3月31日

株式会社ジェイテクトファインテック 退会

2025年3月31日

株式会社ジェイテクトプレシジョンベアリング 退会

2. 会員代表者の異動

2024年6月19日

株式会社ジェイテクトプレシジョンベアリング

新代表者 代表取締役社長 木村 勉 氏

旧代表者 代表取締役社長 遠藤 博之 氏

2024年6月25日

株式会社ジェイテクト

新代表者 取締役社長 CEO 近藤 穎人 氏

旧代表者 取締役社長 CEO 佐藤 和弘 氏

2024年6月30日

株式会社ツバキ・ナカシマ

新代表者 取締役兼代表執行役社長 CEO 松山 達 氏

旧代表者 取締役兼代表執行役社長 CEO 廣田 浩治 氏

3. 会長の異動

2024年6月7日

市井 明俊 氏 会長退任

2024年6月7日

鵜飼 英一 氏 会長就任

4. 副会長の異動

2024年6月7日

宮地 茂樹 氏 副会長退任

2024年6月7日

中西 竜雄 氏 副会長就任

5. 理事の異動

2024年6月25日

佐藤 和弘 氏 理事辞任

2024年8月5日

近藤 穎人 氏 理事就任

2024年6月30日

廣田 浩治 氏 理事辞任

6. 参与の異動

2024年6月19日

遠藤 博之 氏 参与辞任

2024年6月19日

木村 勉 氏 参与就任

2025年3月31日 印南 達也 氏 参与退任

2025年3月31日 木村 勉 氏 参与退任

V. 事業項目別報告

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業
2. ベアリングの技術標準化（ISO／TC4への対応等）に関する事業
3. 健全な貿易発展施策等に関する事業
4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業
5. 広報に関する事業

1. 情報収集提供・総務管理に関する事業

(1) 情報収集提供等

当業界を取り巻く国内外の環境が急速に変化している中で、内外の関連情報の収集・提供事業を実施した。

とりわけ、収集した情報のうち、経済産業省をはじめ政府からの要請に応じて適切に提供できるものについては提供することで政府に協力をを行い、政府等※、経済諸団体及び関連業界との意見交換・情報交換・協力を深めた。こうした活動で得た情報は、当会における事業活動の基礎資料とし、工業会の各種事業の企画、実施に反映させるなど活用した。また、公表に適するものについては対外的に広く公表した。

※政府関係機関を含む。

①経済諸団体等との意見交換等

日本経済団体連合会、日本機械工業連合会、経済産業統計協会等における各種会議への参加などにより、経済諸団体や関連業界との意見交換・情報交換・協力を進めた。

②政府等との情報交換等

政府等（政府関係機関を含む）に対して、当工業会の事業全般にわたり、情報の収集・提供や要望提出をはじめ、情報交換・協力を行った。

経済産業省の業種担当課（製造産業局 産業機械課）や事業関係課（産業技術環境局 国際標準課等）に対し最新の事業内容、要望等について説明するなど、情報交換を密にするとともに、ペアリング業界への一層の理解と認識を深めていただいた。経済産業省担当官から直接施策説明を受けるなど、中小企業対策企画委員会主催の講演会等各種会合も情報収集の機会とした。また、IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）や JETRO 等政府関係機関とも同様に情報交換を密にした。また、上記①の経済諸団体等との連携も協働させた。以下を特記する。

a. 政府からの各種調査への協力

経済産業省をはじめとする政府からの各種調査に協力した。

- ・ペアリングの業種概況等の調査（毎年 6 月）
- ・海外生産拠点の調査（毎年 6 月）
- ・年表（会員会社編）の調査（ホームページ掲載）
- ・2024 年 4 月愛媛県を震源とした地震の被害調査（2024.4.18）
- ・プラスチック製品中の懸念のある化学物質に関するアンケート調査（2024.7.30）
- ・2024 年 8 月台風 10 号の被害調査（2024.8.29）
- ・障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査（2024.10.25）
- ・中鎖塩素化パラフィン及び長鎖ペルフルオロカルボン酸等の製造・輸入並びにこれらを

使用した製品の製造・輸入に関する市場状況調査（2024.10.28）

- ・臭素化ダイオキシンに関する意見照会（2件）

b. 政府からの情報に係る会員への周知協力

経済産業省をはじめとする政府からの依頼を受け、会員各社へ通知し周知徹底に努めた。

（下請け関係）

- ・パートナーシップ構築宣言のひな形改正について（2024.4.2）
- ・手形等のサイトに関する運用変更のお知らせと、サイト短縮へのご協力のお願い（2024.5.1）
- ・「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への協力依頼について（2024.6.12）
- ・経済産業省・中小企業庁の適正取引支援サイトのご活用について（2024.7.22）
- ・「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への協力依頼について（2024.7.23）
- ・2024年9月「価格交渉促進月間」の実施について（2024.8.28）
- ・下請中小企業振興法第3条1項にもとづく「振興基準」の改正について（2024.9.12）
- ・知財ガイドライン改定及び下請取引適正化推進月間について（2024.10.11）
- ・振興基準改正に伴うパートナーシップ構築宣言のひな形改正について（2024.11.7）
- ・下請中小企業振興法の規定に基づく『振興基準』改正について（2024.11.12）
- ・大雨災害に係る下請中小企業との取引に関する要請文および令和6年度年末配慮要請文の発出について（2024.11.18）
- ・2025年3月「価格交渉促進月間」の実施について（2025.2.26）

（労務関係）

- ・「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」公表について（2024.4.15）
- ・2025年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について（2024.4.17）
- ・「博士人材の活躍促進に向けた企業の協力などに関するお願い」について（2024.4.17）
- ・障害者差別解消法に基づく説明会及び経産省対応指針について（2024.5.14）
- ・外国人の適正な雇用に関するリーフレットについて（2024.7.1）
- ・自殺予防週間について（2024.9.4）
- ・団体等検定制度に係る周知の御協力について（2024.12.2）
- ・自殺対策強化月間について（2025.3.4）

（環境関係）

- ・夏季の省エネルギーの取組について（2024.6.12）

- ・化学物質管理セミナー2024 の開催について (2024.10.18)
- ・NPE の化審法第二種特定化学物質への指定について (3 件)

(物流関係)

- ・標準的な運賃・標準運送約款の告示について (2024.4.1)
- ・物流効率化のための投資補助制度（二次公募）のご案内 (2024.4.12)
- ・CLO（物流統括管理者）協議会の設立及びキックオフシンポジウムに関するご案内 (2024.4.30)
- ・「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」に関する業界団体向け説明会について (2024.6.26)
- ・「物流ガイドライン」フォローアップ調査へのご協力について (2024.9.19)
- ・年末年始期間における港湾荷役の停止について (2024.12.4)
- ・改正物流効率化法に係るパブリックコメント開始について (2024.12.4)
- ・荷主企業等への中・長距離フェリー、RORO 船及び内航コンテナ船に係る積載率動向 (R6.7~9 月分) の周知について (2024.12.24)
- ・荷主向け年度末における輸送能力不足の実態把握に係るアンケートのお願い (2025.1.28)
- ・物流効率化法に関する荷主向け説明会の開催について (2025.2.19)
- ・物流に関する事業者の意識調査へのご協力依頼 (2025.2.19)
- ・荷主企業等への中・長距離フェリー、RORO 船及び内航コンテナ船に係る積載率動向について (2025.3.14)
- ・第 2~4 回改正物流効率化法に係る審議会について (4 件)

(その他)

- ・経済産業税制総合 Web ページ開設についてなど 5 件の周知を行った。

c. 令和 7 年度税制改正に対する対応

(一社) 日本機械工業連合会が策定した「令和 7 年度税制改正に関する機械業界の要望」を同連合会事務局より説明を受け、総務連絡会に対し報告した。

要望のポイントは次の通り。

ア. 設備投資関連

- ・「DX 投資促進税制」について、期限延長及び適用要件の緩和・対象の拡大
- ・機械類等への固定資産税（償却資産税）は大企業も含め撤廃を要望（地方税）

イ. 研究開発税制関連

- ・イノベーションボックス税制について、対象が令和 6 年 4 月 1 日以後に取得した特許権、AI 関連のソフトウェア著作権のライセンス所得・譲渡所得等であり、当

該知財が組み込まれた製品・サービスの売上所得等は対象外となっているなど限
定的であるため、対象の拡大、及び手続きの簡素化

ウ. 国際課税制度

- ・「グローバル・ミニマム課税」の更なる簡素化及び明確化の実現
- ・「外国子会社合算税制(CFC 税制)」について、企業が法令を遵守しやすくなるよ
うな明確かつ実用的なガイドラインの作成

上記要望書は、2024年9月に同連合会により、経済産業省等の政府へ提出が行われた。

③統計調査に関する事業

経済産業省等の政府統計におけるデータ等により、ベアリング産業に関する統計を作成
し、基礎資料として工業会活動に活用するとともに、機関誌「ベアリング」及びホームページにて発表し情報提供した。

(2) 総務・管理関係

総務・管理業務における重要なものは、次のとおり。

①総務連絡会

ア. 役割

総務連絡会は、2011年以降の厳しい制約下における改革の中で2012年12月に従前の組織を発展的に解消して、創設されたものである。従前は、一部会員だけから構成されていたが、これを改め、理事会メンバー全員の総務部長クラスを構成員とした。その役割は、ア.「理事会をはじめとする工業会活動のフォローと理事・監事会社における社内内部での支援（工業会の事業の動向、スケジュールなどの情報共有等による）」、イ.「既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口」などである。上記ア.については、特に、工業会の公益に純化した事業の推進及び改革等工業会のあり方に関する検討について協力を求める機能も担っている。

イ. 2024年度の開催

a. 2024年7月12日（場所：大阪科学技術センター）

2024年3月及び2024年6月理事会の結果報告及び金型保管に係る下請法違反に関する注意喚起。

b. 2025年2月12日（場所：日本ベアリング工業会 会議室）

2024年11月及び2025年1月理事会の結果を中心に報告。

ウ. 「経済産業省子供デー」への出展

経済産業省から当工業会に対して、2018年に初めて「経済産業省子供デー」への出展

依頼があり、当工業会における対応のあり方を総務連絡会に相談したところ、本件は、日本ベアリング工業会として展示するもので、経済産業省への協力のみならず、将来を担う子供たちに対して当業界の製品について知ってもらうことは有意義なことであるため、広く全会員に呼びかけ参加を促すこととした。その結果、3社から積極的な回答があつたため、経産省の指導に従い、当工業会会員の出展分担を設定し下記のとおり出展協力を行った。

【これまでの出展】（順番は協力申し込み順とした。）

2018年：NTN株式会社（8月1日、2日）

2019年：日本精工株式会社（8月7日、8日）

2020年：コロナ禍のため子供デーが中止

2021年※：株式会社ジェイテクト（8月8日、19日Web出展、ジェイテクトの動画は8月末まで公開）

※「経済産業省子供デー」は新型コロナ禍のためwebでの開催。

2022年：NTN株式会社（8月3日、4日）

2023年：日本精工株式会社（8月2日）

2024年：株式会社ジェイテクト（8月7日、8日）

【2025年以降の出展予定】

総務連絡会で検討した結果、次のとおり

- ・2025年：NTN株式会社
- ・2026年：日本精工株式会社
- ・2027年：株式会社ジェイテクト

エ. 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

経済産業省・産業機械課から、「洋上風力の産業競争力強化に向けたサプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という。）にベアリング業界も参加してほしいとの要請があった。

当工業会に、本件を検討する既定の委員会がなかったため、総務連絡会で対応を検討した（総務連絡会は、既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口となっている）。検討の結果、当業界も部品供給として関わりがあるので、協力をしていくことが適切とし、当面の対応を次のとおりとした。

- 「サプライ分科会」の参加が業界で1名に限られていることから、上記3社の中で、日本精工が現在当工業会の会長会社であるので、当工業会を代表して、日本精工の専門家に参加をお願いする。
- 「サプライ分科会」の会議後、総務連絡会に結果概要を報告する。
- 今後、「サプライ分科会」の検討状況で、他の会員に意見を求めるなど協力をお願

いする場合は、改めて相談する。

(注) 本件の詳細は、「4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業」の「(5) 洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力」に記載。

②各種寄付要請への対応

寄付への対応は、当工業会の due process の確保の観点から、理事会、総会で検討し、拠出する場合は、当工業会の予算に計上することとしている。2024 年度については、「スポーツ振興資金財団財界募金（80 万円）」「警察協会救済援護事業（10 万円）」「経済広報センター会費（会費形態であるが寄付の位置づけ）57.75 万円」の継続 3 件を拠出した。上記継続 3 件については、2025 年度予算に計上する。

③各種協賛名義使用要請への対応

以下の協賛名義使用要請について、当工業会名の協賛名義使用を承諾した。

- ・ (公社) 砥粒加工学会 「学術講演会（ABTEC2024）」
- ・ (一社) 日本電子回路工業会 「電子機器トータルソリューション展 2025」
- ・ (一社) 日本工作機械工業会 「IMEC2024（第 20 回国際工作機械技術者会議）」
- ・ (一社) 日本計量機器工業連合会 「INTERMEASURE2024（第 31 回計量計測展）」
- ・ (一社) 日本フルードパワー工業会 「IFPEX2024 第 27 回油圧・空気圧・水圧国際見本市

④防災対応

ア. 災害時での対応

今後も大震災等の災害が想定されている中、震災等が発生した場合に、会員企業の被害状況の確認などの現状把握を速やかに行い、経済産業省へ報告を行うとともに経済産業省からの情報を会員企業に周知連絡を行うため、毎年 7 月に、各会員の緊急連絡先、工場、本支店、営業所の情報を調査している。そのリストを経済産業省へも提供している。

イ. 工業会事務局における防災対策の推進及び会議等の安全対策の徹底

事業継続（BCP 対策）の観点を含め、事務局において次の防災対策を推進した。

工業会事務所が入居している機械振興会館（(一財) 機械振興協会）の防災管理協議会に出席し、防災管理に関する情報を入手するとともに、毎年 11 月に同協会が行う自衛消防訓練に参加している。本年度は 11 月 6 日に自衛消防訓練が行われた。

また、書庫等の転倒防止対策を行うとともに、防災対応として、水、食料、災害用寝袋、ヘルメット、防災用手袋、マスク等を備蓄した。

火災等の緊急時において会議参加者が適切に避難できるように、工業会における各種会議の冒頭において当該会議開催場所の「避難経路図」説明を励行した。

なお、当工業会事務所は、2025年3月19日に防災管理点検特例認定（注）を受けた。現行の認定期間は、2025年4月15日から2028年4月14日である（2013年2月に1回目の認定を受け、当該認定は5回目の認定）。

（注）管轄区域の消防長または消防署長が事業所を認定する制度。毎年1回防火管理点検報告が義務付けられているが、過去3年以内の点検結果が優良と認められ、消防機関の検査を受け、基準に適合していると認められた場合、防災管理点検・報告の義務が免除されるもの。

⑤新型コロナウイルス等の感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症が、2023年5月に「5類感染症」となったが、新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザ、麻疹などの感染症のリスクに留意し、政府からの指示・情報があった場合にはすみやかに会員に周知するなど、各会員が適切な対応が取れるよう情報提供を行った。

2. ベアリングの技術標準化（ISO/TC 4への対応等）に関する事業

（1）ISO 関連

ISO/TC 4（転がり軸受専門委員会）の下には、現在、SC（Subcommittee=分科委員会）が8つあり、またこのTC 4及びSCの委員会下には、各国からの推薦による専門家から構成されるWG（作業グループ）が10グループ（諮問グループを含む）あり、割り当てられた特定業務に当たっている。現在、TC 4に参加するメンバー国は、Pメンバー（積極的参加国）が19ヶ国、Oメンバー（オブザーバ）が22ヶ国であり、総計で41ヶ国となる。2025年3月末におけるISO/TC 4の構成は付表1（本節末尾参照）の通りである。

当工業会は、ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISOの日本代表組織であるJISC^{*}のベアリング部門の役割を担うISO対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC 4の審議に積極的に参画している。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。また、ISO/CS（中央事務局）により日々更新される国際標準化業務のための電子システムに対応して、国内審議体制、投票体制及び幹事国業務の電子化を推進している。

^{*}JISC（Japanese Industrial Standards Committee、日本産業標準調査会）は経済産業省に設置されている組織（経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット）で、ISO及びIECに対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

2025年3月末におけるベアリングのISO規格数は合計86件（追補、技術仕様書及び技術報告書、並びに新規制定案件を含む）あり、そのうち2024年4月以降に発行された規格は6件である。2025年3月末における新規制定作業中の規格は5件、改正作業中の規格が5件、定期見直しの規格が7件ある。

TC 4全体の動向としては、規格の新規制定及び改正は欧州からの提案により行われる場合が大半を占めている。具体的には、①各製品分野の規格に対しての横断的なGPS（Geometrical Product Specifications、製品の幾何特性仕様）適用検討、②セラミック（窒化けい素）に関係した新たな規格検討、及び③SC 8（定格荷重及び寿命）が扱う規格体系の見直し及び規格開発の方向性の検討などが行われている。

TC 4における活動及び個々の規格の進捗状況のうち、主なものは下記の通りである。

① ISO/TC 4 の SC 幹事国交代

2021年4月に、アメリカのSC 6（インサート軸受）、SC 9（円すいころ軸受）及びSC 11（リニア軸受）の幹事国辞退に伴う幹事国募集がTC 4にて行われた。日本は、幹事国を引き受けるよりも、TC 4の効率的な組織再編（例えば既存のSCの統合）を行う方が規格開発の効率向上の観点から望ましいとの見解をもち、幹事国引受けへの立候補は行わなかった。

募集の結果、中国のみがその3つの幹事国の引受けを申し出た。その後、TC 4/AG 1に

おいて幹事国の後任に関して TC 4 の組織の見直しを含めた議論が行われた。議論の結果に基づいた提案が TC 4 において承認され、①SC 9 の SC 5 (ころ軸受)への統合、及び②SC 6 及び SC 11 の 2 つの幹事国の中の中国引受が決定した。また、TC 4 の組織の見直しの中で、新たに SC 13 (試験、測定及び評価) の新設が決定し、スウェーデンが幹事国を担当することとなった。

② ISO/TC 4/SC 12 幹事国担当

2011 年 10 月に、新たな SC (分科委員会) として SC 12 (玉軸受) が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。以来、日本は幹事国の役割を着実に果たしてきている。

SC 12 幹事国担当に関する具体的な報告は下記の通りである。

a. TC 4 の概況

ベアリングの国際標準化は、長年欧米企業が主導して幹事国運営を独占してきていた。特に、TC 4 幹事国を担当しているスウェーデンにある 1 社は、グローバル企業として海外の子会社が所在する国々の投票に影響を与えてきた。また、SC 幹事国を担当している国は、長い間、スウェーデンの他、ドイツ、フランス及びアメリカの欧米の国に限定されてきた。

b. SC 12 幹事国引受までの経緯

2000 年以降、日本が提案したプロジェクトが担当幹事国の対応の遅れから期限切れでキャンセルされるなど、いくつかのプロジェクトで業務停滞が見られた。該当する SC は SC 6、SC 9 及び SC 11 であり、いずれも当時の幹事国はアメリカであった。日本は、2005 年に開催されたワシントンでの SC 会議で、問題提起するとともに、幹事国引受けの用意があることを表明した。TC 4 議長は日本の TC 4 における標準化活動への貢献を評価していたことも背景にあって、TC 4 組織再編グループが発足し検討が開始された。検討の結果、2007 年の TC 4 総会 (パリ) において、アメリカに幹事国降任を促すこととなったが、ABMA の上位組織の ANSI (米国規格協会) の了承が得られなかった (既存 SC の幹事国の中の日本への移管の合意はなされなかった)。

その後も、業務促進・維持のため組織見直しの検討が継続され、2009 年の TC 4 総会 (沖縄) において、SC 12 を新設し日本が幹事国を担当することが提案された。2011 年 6 月にブリュッセルにて開催された TC 4 総会において、SC 12 の新設及びその幹事国を日本が担当することが決議された。2011 年 10 月に ISO の上層委員会である ISO/TMB (技術管理評議会) における最終承認を受け SC 12 は正式に発足し、工業会から輩出された、JISC が任命した委員会マネジャー及び幹事国が指名した議長が、その活動を進めてきている。

c. SC 12 の概要

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| • SC 12 の名称 | Ball bearings (玉軸受) |
| • 幹事国 | 日本 (国代表組織 : 日本産業標準調査会 [JISC]) |

- ・委員会マネジャー 白木 高志 (JBIA)
- ・議長 西端 伸司 (NSK)
- ・業務範囲 全ての形式及び寸法の玉軸受の標準化（主要寸法及び公差を含む）
- ・担当 ISO 規格 付表 2（本節末尾参照）の通り（現在 7 規格）。

d. 幹事国担当の意義

長い歴史を持つ TC 4 において初めて欧米の国以外の幹事国として日本が SC 12 の幹事国を担当することは、画期的な出来事であった。SC 12 における幹事国の責任及び義務を果たすことにより、欧米主導の国際標準化における日本のプレゼンスを示すこととなる。

SC 12 の管轄規格における “玉軸受” 及び “玉” はベアリングで最も基本的かつ代表的な製品であり、この分野においても高い技術力を持つ日本が担当することは、①世界の軸受産業の発展に寄与し国際貢献を果たし、②同時に、SC 12 を起点として、長い間、欧米勢が主体的であった TC 4 の標準化活動において、日本がより一層の貢献・関与をすることで、日本の産業の発展にも寄与することとなる。

e. SC 12 議長の交代及び委員会マネジャーの活動

SC 12 議長は、2011 年の幹事国引受け以来、当工業会から輩出されてきている。議長選出の手続きは、①幹事国が任命する次期議長について、工業会が選出した候補者を JISC へ推薦し、②TC 4 における SC 12 議長承認のための投票実施を経て行われる。現在は、4 代目議長として、2024 年 1 月から 2026 年 12 月までの任期で西端議長がその任務を遂行している。

また、委員会マネジャーについては、引き続き白木（工業会職員）が、ISO の専門的な管理運営業務への対応、担当する規格の改正作業の運営、各国の委員会メンバー及び ISO/CS（中央事務局）との調整業務など、その任務を遂行している。

f. 工業会の体制整備

SC 幹事国引受けについては、当工業会の総会等において決定した方針に基づくものであり、幹事国業務の職責を果たすための体制整備もその方針に盛り込まれている。これは元々実質一名体制であった技術部事務局の体制が、業務負荷の問題に加え、以下のとおり立場の面での問題もあり、経済産業省及び日本規格協会からその旨の指導も受けていることによる。

2011 年 10 月の TC 4/SC 12 幹事国引受けの際には、初回会議への緊急対応に迫られ、臨時に業務補助の派遣職員一名を雇用し急場をしのいだ。しかし、この体制では、業務負荷への対応が十分でないことに加え、立場の面でも、正職員としては一人三役（①ISO 委員会マネジャー、②ISO 国内事務局担当職員、③JIS 及び BAS 担当職員）を担うこととなっており、経済産業省等からも「委員会マネジャー」（国際的中立の立場）と「国内事務局担当職員」（日本としての立場）が兼任されていることは適切でないとの指導を受けていた。こうした中、派遣職員が 2013 年 9 月末で退職することとなったことを契機として、直接雇用の職員を一名採用する人員補充の方針が理事会において承認された。これを受けて 2014 年 4 月に職員一名を採用した。国内委員会の事務局業務を担当し、さらに委員会マネジャーを輩出している国内審議団体として適切な運営を行えるよう体制整備を進め現在に至っている。

g. 幹事国業務報告

ISO 19843（セラミック球一切欠き球試験による強度測定方法）及び ISO 12044（単列アンギュラ玉軸受－外輪正面側の面取寸法）の定期見直しがあり、いずれも「確認（現在の規格を維持）」することとした。

③ 2024 年度における ISO/TC 4 会議

a. ISO/TC 4 パリ WG 会議

2024 年 5 月 27 日～29 日の期間で、SC（分科委員会）及び WG（作業グループ）会議が、パリにて開催された。日本からは 4 社から計 9 名が主に対面にて参加した。

ISO/TC 4 パリ WG 会議日程

日付	会議
5 月 27 日 (月)	① SC 4/WG 7 (GPS に基づく特性及び公差値)
5 月 28 日 (火)	② SC 8/WG 9 (合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法)
	③ SC 8 (定格荷重及び寿命)
5 月 29 日 (水)	④ TC 4/AG 1 (TC 4 諮問グループ 1)

b. ISO/TC 4 ロンドン WG 会議

2024 年 11 月 19 日～11 月 22 月の期間で、SC（分科委員会）及び WG（作業グループ）会議が、ロンドンにて開催された。日本からは 5 社から計 11 名が主に対面にて参加した。

ロンドン WG 会議日程

日付	会議
11 月 19 日 (火)	① TC 4/WG 15 (部品用語ライブラリ)
	② SC 11/WG 4 (リニアころ軸受－主要寸法及び公差)
11 月 20 日 (水)	③ TC 4/SC 13 (試験、測定及び評価)
	④ TC 4/SC 4 (転がり軸受の用語、主要寸法及び製品の幾何特性仕様)
11 月 21 日 (木)	⑤ SC 8/WG 9 (合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法)
	⑥ SC 8 (定格荷重及び寿命)
11 月 22 日 (金)	⑦ TC 4/AG 1 (TC 4 諮問グループ 1)

④ ISO/TC 4 における各委員会の作業状況

各委員会の活動状況は下記の通りである。

a. ISO/TC 4 (転がり軸受) 関連

i. 制定作業中の規格

- ISO 23768 (部品ライブラリー転がり軸受リファレンス辞書)

WG 15 にて審議を行っている。

ii. 発行された規格

- ・ISO 7544 (軸受の清浄度の測定及び評価方法)
2024年9月に発行された。
- ・ISO 3643 (セラミック転動体の外観に関する用語)
2024年9月に発行された。

b. ISO/TC 4/SC 4 (転がり軸受の製品の幾何特性仕様 (GPS)) 関連

i. 改正作業中の規格

- ・ISO 582 (面取寸法—最大値)
SC 4/WG 7 にて審議を行っている。
- ・ISO 5753-1 (内部すきま—第1部：ラジアル軸受用ラジアル内部すきま)
2025年1月に改正が決定し、SC 4/WG 7 にて審議が行われる予定。

ii. 発行された規格

- ・ISO 22872 (公差—GPS に基づく用語及び定義)
2024年11月に発行された。

c. ISO/TC 4/SC 5 (ころ軸受) 関連

i. 発行された規格

- ・ISO 1206 Amd.1 (ソリッド形針状ころ軸受—主要寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値—追補 1)
2024年9月に発行された。

d. ISO/TC 4/SC 6 (インサート軸受) 関連

i. 制定作業中の規格

- ・ISO 25260 (インサート軸受ユニット)
中国からの NP (新業務項目提案) が 2024 年 8 月に承認され、WG 2 にて制定作業が行われている。

e. ISO/TC 4/SC 7 (球面滑り軸受) 関連

現在のところ、特に審議案件はない。

f. ISO/TC 4/SC 8 (定格荷重及び寿命) 関連

i. 制定作業中の規格

- ・ISO/TR 25165 (表面損傷を考慮した定格寿命の計算方法(仮称))
- ・ISO/TR 25269 (理論的信頼性の計算(仮称))
SC 8/WG 9 にて審議を行っている。

ii. 改正作業中の規格

- ・ISO 281 (動定格荷重及び定格寿命)
2024年5月のパリ SC 8 会議にて、追補の発行が決定した。

iii. 発行された規格

- ・ISO 16281 (合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法)

- ・ISO 17956（合成荷重を受ける軸受の有効静安全係数の計算方法）

2025年1月に発行された。

g. ISO/TC 4/SC 11（リニア軸受）関連

i. 制定作業中の規格

- ・ISO 19457（リニア軸受－主要寸法及び許容差）

WG 4 にて制定作業が行われている。

h. ISO/TC 4/SC 12（玉軸受）関連

i. 定期見直し中の規格

- ・ISO 19843（セラミック球－切欠き球試験による強度測定方法）

- ・ISO 12044（単列アンギュラ玉軸受－外輪正面側の面取寸法）

確認が決定した。

i. ISO/TC 4/SC 13（試験、測定及び評価）関連

TC 4 組織再編検討の結果、SC 13 が新設され、2024年11月に初回会議が行われた。

(2) JIS 関連

ベアリングの JIS（日本産業規格）について、産業標準化法に基づく手続きに対応した機関である JIS 転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定・改正の原案作成を行う。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。

また、日本産業標準調査会等の更なる電子化に対応し、JIS 審議体制及び原案作成の電子化を更に推進している。

① JIS 制定等の計画の一般公開及び意見受付の実施

技術標準部会が立案した JIS 制定等の計画を、JIS 転がり軸受原案作成委員会への意見聴取を経て、2025年1月14日から2月13日までの期間、工業会ホームページ「標準化情報」のページにより一般に公開し、意見受付を実施した。意見等の申出はなくこの期間を経過したため、技術標準部会において、この計画を決定した。

② JIS 転がり軸受原案作成委員会における原案作成の進捗状況

JIS 転がり軸受原案作成委員会は、その下に、JIS 原案の素案を作成することを目的とする専門委員会を設置している。この専門委員会には、当工業会の技術的な専門家に加え、経済産業省（以下「METI」）及び（一財）日本規格協会（以下「JSA」）の支援及び協力により、規格の用途・趣旨に関する専門家（METI）及び規格の様式に関する専門家（JSA）に、関係者として参加いただいている。このように JIS 原案の素案の作成段階から外部の専門家との調整を行っている。

個々の規格の進捗状況としては、次のとおりである。

a. 改正作業中の規格

- ・JIS B 1509（転がり軸受ー止め輪付きラジアル軸受ー寸法、製品の幾何特性仕様（GPS）及び公差値）

2025年2月に**JIS**転がり軸受原案作成委員会の審議を行い、2025年度に申出予定である。

b. 発行された規格

- ・JIS B 1536-3 及び-4（針状ころ軸受の主要寸法及び公差ー第3部：ラジアル保持器付き針状ころ、及びー第4部：スラスト保持器付き針状ころ及びスラストワッシャ）

2025年3月に発行された。

（3）関連団体との協力

①次の関連団体と、標準化について相互協調を図っている。

（一財）日本規格協会、（一社）国際標準化協議会、（国研）産業技術総合研究所、（一財）日本軸受検査協会、（一社）日本自動車工業会、（一社）日本電機工業会、（一社）日本建設機械施工協会、（一社）日本産業車両協会、（一社）日本産業機械工業会、（一社）日本鉄鋼連盟、（一社）日本工作機械工業会、（一社）日本工作機器工業会、（一社）日本航空宇宙工業会、（一社）日本ファインセラミックス協会

②関連機関への協力として下記の業務で貢献した。

a. 日本規格協会への協力

日本規格協会のJISハンドブック編集委員会（機械要素(ねじを除く)）の委員に当工業会が任命されている。同委員会が2024年9月に開催され、当工業会から委員として参加した。

b. 関連機関への委員参加

下表に示す規格制定・改正を行う関連機関の委員に、当工業会が任命され協力をしている。

原案作成団体 (国内審議団体)	委員会	規格 種別	規格対象範囲
(一財)日本規格協会	ISO/TC 10	ISO/ JIS	製品技術情報文書情報
(一財)日本規格協会	ISO/TC 213 グループA	ISO/ JIS	図示
(一財)日本規格協会	ISO/TC 213 グループC	ISO/ JIS	表面性状

(備考) **ISO/TC213**：製品の寸法・形状の仕様及び評価。なお **ISO/TC213** グループ B の規格対象範

囲は測定。

付表 1 ISO/TC 4 の組織

TC	SC	WG	名 称	幹事国 (WG はコンビーナ所属国)
TC 4	WG 15	転がり軸受	スウェーデン (SIS)	
		部品ライブラリーリファレンス辞書	(フランス)	
		セラミック転動体外観の用語	(フランス)	
		TC 4 質問グループ 1	(スウェーデン)	
	WG 24	TC 4 質問グループ 2	(ドイツ)	
		SC 4 転がり軸受の用語、主要寸法及び製品の幾何特性仕様	スウェーデン (SIS)	
		GPS に基づく記号、用語及び定義	(イギリス)	
	WG 7	GPS に基づく特性及び公差値	(ドイツ)	
		SC 5 ころ軸受	フランス (AFNOR)	
	WG 1	針状ころ軸受－寸法及び公差	(フランス)	
SC 6	WG 2	インサート軸受	中国 (SAC)	
	WG 3	インサート軸受ユニット	(ドイツ)	
	WG 4	球面滑り軸受	ドイツ (DIN)	
	WG 5	定格荷重及び寿命	ドイツ (DIN)	
	WG 9	合成荷重を受ける軸受の修正基準定格荷重の計算方法	(ドイツ)	
		SC 11 リニア軸受	中国 (SAC)	
	WG 6	リニアころ軸受－主要寸法及び公差	(オーストリア)	
	SC 12	玉軸受	日本 (JISC)	
	SC 13	試験、測定及び評価	スウェーデン (SIS)	

付表 2 ISO/TC 4/SC 12 の管轄規格

規格番号	ISO 規格名称
ISO 3290-1	転がり軸受－玉－第 1 部：鋼球
ISO 3290-2	転がり軸受－玉－第 2 部：セラミック球
ISO 8443	転がり軸受－外輪フランジ付ラジアル玉軸受－フランジ寸法
ISO 12044	転がり軸受－単列アンギュラ玉軸受－外輪正面側の面取寸法
ISO 19843	転がり軸受－セラミック球－切欠き球試験による強度測定方法
ISO 20515	転がり軸受－ラジアル軸受、固定用切欠き－寸法、製品の幾何特性仕様(GPS)及び公差値
ISO 20516	転がり軸受－調心座スラスト玉軸受及び調心座金付きスラスト玉軸受－主要寸法

3. 健全な貿易発展施策等に関する事業

(1) WBA (World Bearing Association 世界ベアリング協会)

WBA は、グローバル化の進展の中で、共通する公益的な課題に係る日米欧の間の協力をより一層推進するため、WBS を発展的に解消して、2006 年 9 月に設立されたものである。

① WBA リーガル・カウンセル

WBA は、2009 年よりアンチトラスト・コンプライアンスの体制を一層強化し、アンチトラスト弁護士（ベーカー&マッケンジー：以下、B&M）による書類・資料のリーガル・チェックと会合のモニタリングのもとで、総会（2011 年～2013 年は首脳会合）、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。

② 総会準備

【WBA 専門委員会】

当工業会では、WBA 専門委員会を設け、連絡・調整に加え、WBA 総会への対処方針の策定等で WBA 活動に対応してきている。2024 年度は、WBA オンライン総会に向けて WBA 専門委員会（WBA 偽造品対策委員も出席）を 3 回開催した（Web：6 月 19 日、1 月 16 日、対面 8 月 20 日）。また、WBA 専門委員は、WBA 偽造品対策委員と共にオンライン総会にも出席した。

【事務局会議】

WBA 会長及びホスト団体の任期が 2 年間であることから、2023 年のシカゴ総会で Kyle 会長が、1 年目を対面、2 年目を Web で開催することを提案、採択された。その決定に従い、2024 年はオンライン総会となり、日米欧の事務局は、8 月 29 日に Web 会議を開催し、総会のロジを中心に最終的な確認を行った。

しかし、その翌日の 8 月 30 日（金）22 時（日本時間）に、SKF から WBA 及び FEBMA からの退会を決定した旨の連絡が届いた。これを受けて、日米欧の事務局は米国の祝日明けを待ち、9 月 3 日（火）20 時（日本時間）に緊急 Web 会議を開催。以下が確認された。

a. 各団体の現状

- ABMA 事務局は、SKF 退会の対応策について、Kyle 会長と打合せができていない。本件がアジェンダに追加される可能性が高いが、それ以外は予定通り（既報のアジェンダどおり）進行する。
- FEBMA は Schaeffler Zaps 代表と打合せができていない。また、緊急理事会を開催できず、FEBMA において、今後財務問題等諸々の問題の発生が予想されるが、今後の見通しはついていない。
- JBIA は、4 社首脳に連絡を取り SKF が WBA を退会しても WBA 活動を続けることで合意済み。

b. 翌日のオンライン総会の議事進行のあり方

- 事業報告は、予定通り偽造品対策委員会（以下 ACC）議長の **SFK**、オーセンティケーション・システム委員会（以下オーセン委員会）議長の **Schaeffler** がそれぞれプレゼンをする。
- SKF 退会で、2025 年予算の変更は免れないので、各委員会は優先すべき事業を整理し、予算の削減に努める方向で、総会で審議する。

③ 2024 年 WBA オンライン総会の結果

a. 開催日時

2024 年 9 月 4 日（水）

19:30～19:45 JBIA 内打合せ会（Webex）

20:00～21:30 WBA オンライン総会（Teams）

b. 出席者

【首脳】

市井 明俊 WBA 副会長、JBIA 代表（日本精工社長）

鵜飼 英一 JBIA 代表（NTN 社長）

近藤 穎人 JBIA 代表（ジェイテクト社長）

黒澤 勉 JBIA 代表（不二越社長）

Richard G. Kyle WBA 会長、ABMA 代表（TIMKEN 社長）

Andreas Roellgen TIMKEN 執行役員副社長兼エンジニアリングベアリング担当社長
(Kyle 会長が Timken 社長退任のため、後任の WBA 首脳として出席)

Sascha Zaps WBA 副会長、FEBMA 代表（Schaeffler 執行役）

（欠席）Rickard Gustafson WBA 副会長、FEBMA 代表（SKF 社長）

【委員会議長】

Ingrid Bichelmeir-Boehn オーセン委員会議長（Schaeffler）

Johan Bravert ACC 議長（SKF）

【ACC 委員】

野並暢子（NTN）、内田光一（日本精工）、瀧澤佐知（ジェイテクト）、

岡島明子（不二越）、Christine Przybysz（TIMKEN）

【Second person : WBA 専門委員】

西垣戸敬（NTN）、岡秀典（日本精工）、大西和彦（ジェイテクト）、猿田智（不二越）

【その他 Second person】

Michael J. Connors（TIMKEN グローバルマーケティング担当副社長）

【事務局】

- JBIA : 宮下英治（副会長兼専務理事）、石浦英博（国際部長）、岡野留実（国際部主査）
ABMA : Jenny Blackford（事務局長）、Robin McWilliams（アシスタント）
FEBMA : Dirk Decker（病気休養中の事務局長の代理事務局長）

【その他】

Bram Hoorelbeke Baker McKenzie 弁護士（会議モニタリング）

小寺、大菅（通訳）

注：総会直前に実施した JBIA 内打合せ会には、リーガル・カウンセルとして阿江弁護士（BM 東京）が同席した。

c. 総括

- 直前に SKF 退会という予想外の事態があったものの、総会は無事成功裏に終了した。
 - 主催者である Kyle 会長が議長となり、事前に事務局間で調整したアジェンダに沿って議論が行われた。JBIA の参加社長は、対処方針^{※1}に沿って対応し、同方針の枠内で問題なく収まった。
- ※1 JBIA の基本スタンスは、例年と同様、2015 年シカゴ総会において「WBA のあり方」について Kyle 会長（当時）が提唱し合意に至った、リソースの制約を考慮し「偽造品対策活動に集中」との合意を踏まえ、経済・社会情勢も勘案のうえ、この枠組みの維持に努め、適宜対処。
- 特段の新規事業の提案はなく、ACC とオーセン委員会それぞれの 2024 年事業報告、2025 年事業計画（予算含む）が承認された。但し、SKF の退会により、承認された事業計画・予算については、各委員会に対し、総会後 FEBMA の事情を踏まえつつ、事業の優先順位付け、予算節減を検討するとの条件付きとなった。（総会後、各委員会において、FEBMA の要請を受け一定の見直しを行ったが、計画・予算とも極端な縮減とはならず、次年次の事業を開始している。後述の「③WBA 偽造品対策委員会」および「④WBA オーセン委員会」を参照）。
 - 予算は USD 183,700 と、対処方針の枠内で納まった。
内訳：偽造品対策 USD125,500／オーセン USD28,200／リーガル USD30,000。
 - ABMA が会長職を担ってから 2 年が経ち、次の会長は JBIA から選任されることとなった。
役員は次の通り。

【会長】鵜飼 英一 【副会長】市井 明俊、Andreas Roellgen、Sascha Zaps

- 2025 年総会の日程が提案され、後日、総会日程は次の通りで決定した。なお、会場はシェラトン都ホテル東京を手配済み。

9月17日（水）：事務局会議、ACC およびオーセン委員会、歓迎ディナー

9月18日（木）：総会、ACC およびオーセン委員会

④ WBA 偽造品対策委員会（ACC）

2024年度は、Web会議を6回開催した（5月14日、7月30日、9月24日、10月23日、11月21日、2025年1月23日）。

2025年度の計画案は総会で原案のまま暫定的に承認されたが、ACCでは、総会での首脳の指示に基づき、事業の優先度及び予算削減が課題となっていた。また、SKFが退会することから、SKFのJohan ACC議長も退任することとなり、新たに議長を選任することの必要に迫られていた。更に、WBA Checkアプリが基本的に完成していたことから、オーセン委員会を独立した委員会として存続するのか、あるいはACCに統合するのかも課題として浮上していた。総会直後に開催された9月24日のWeb会議において、これら課題を検討した結果、以下の通りとなった。

- 予算削減：一部ロビィングをスリム化し予算削減を決定（詳細は下記2025年計画を参照）。
- 新議長にはNSK内田委員が選任された。
- 委員会等の組織は現状を維持することとなった。

a. 委員

議長：内田（NSK）9月24日に選任、Bravert（SKF）総会後退任。

委員：山下（NSK）、瀧澤（JTEKT）、野並（NTN）、岡島（NACHI）

Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）、Przybysz（2024年末まで）、張（TIMKEN）

事務局：（JBIA）宮下専務理事、石浦、岡野、（ABMA）Blackford、（FEBMA）Decker
(2025年1月末まで。それ以降はSylvia Grohmann-Mundschenkが復帰)

その他：B&M弁護士（会議モニタリング）、通訳

b. 中国ロビー（JBIA担当）

WBAは2009年に中国政府取締り機関を訪問して以来、日中・米中間の政治的な対立等で環境が厳しい時にも訪問を続けてきている。新型コロナ禍による渡航制限で訪問の中止を余儀なくされている期間もWBAはこれまで築いてきた信頼関係を維持するため、ホワイトリスト／ブラックリストなど摘発に役立つデータをメンバーから収集し、取締当局へのデータ提供を継続した（中国当局はAIやビッグデータ等のITシステムを活用した効率的な検索・差し止めに力を注いでおり、WBAが提供する情報は当局から高く評価^{※2}されている）。

2023年になると中国への渡航制限が緩和され、同年7月に4年ぶりに当局との会合を実現することができた。これは、コロナ禍による渡航制限の間に、当局への面談の垣根は高くなっていたものの、WBAはコロナ後に民間団体としては初めてこれに成功したものであり（面談した当局からも、これを裏付ける発言あり）、WBAが過去継続して訪問を重ね信頼関

係を築いてきた成果と理解できる。

※2 一例として、上海税関は 2020 年 9 月、ホワイトリスト登録新システムに係る対外説明セミナーをジェトロと主催したが、配付された資料には、あまたある商品の中からベアリングを例に取った登録方法が示されている。これは税関にとって、WBA 企業が長年ホワイトリストによる対策に協力し実績を重ねてきたことからと推察される。

b—1. 2024 年結果

ACC 議長（SKF）が中国入りしなかったことから、内田委員（NSK）が団長となってロビー活動を行った。本年は、初めて国家知識産権局（CNIPA）を訪問することに成功した。WBA アプリ（中国では WeChat 版）の活用を促すため、訪問した当局へは、努めてアプリのデモンストレーションを行った。

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、野並（NTN）、長峰（NACHI）、
Bichelmeir-Böhn（Schaeffler）、

現地参加者：周（NSK）、于（NTN）、吳（NACHI）、

陳、程（Schaeffler）、陳（SKF）、孫（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）、Barkowsky（VDMA 北京事務所^{※3}）

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、日中通訳

※3 FEBMA は、VDMA に業務を委託している。事務局職員も VDMA に所属。

ア. 海関総署（GACC：中央税関）総合司知的財産権処：5 月 27 日（11 回目の会合）

当局出席者：張処長、李丹副処長 他 3 名

渡航制限が緩和された直後の 2023 年は、外国人である WBA 一行を総署館内に入ることができなかつたため、WBA が手配したホテルの会議室に総署が出向いたが、本年は総署庁舎隣の海關博物館の会議室に WBA が訪問することができた。会合の概要は以下の通り。

- 通常のカウンターパートは李副処長であったが、予定外にその上司が初めて出席し、税関の知財保護制度 30 周年（1994－2024）について説明をした。
- 会議後、各社情報、差止めデータ等が保存されている USB メモリを提出する際、李副処長は「南京税関での大きな事案について、このデータが役に立った」との発言をされた。中国ではビッグデータの活用が進み、WBA のデータがどの程度、中国税関に役に立っているか当方にとって見えないところがあったが、これにより、情報提供が有効に活用されていることが確認できた。今後とも、積極的にデータを提供することが肝要である。
- 今回のロビーで、税関組織全体に関するデータをコントロールしているのは、海關総署だということが確認できた。地方の税関に提供した情報も、最終的には総署に共有されることのこと。海關総署は、もとより中央政府として重要であるが、こうした実態面からも、今後のロビーの訪問先として必ず加えなくてはいけないことが再認識された。

イ. 国家知識産権局 (CNIPA) : 5月 28 日 (初めての会合)

出席者: 張処長 他 7 名

WBA では冒認登録対策は大きな関心事項だったため、商標登録を所管する国家知識産権局に面談を申請してきたが、先方は外国団体からクレームを受けると警戒し、許可がなかなか下りなかつたという経緯があった。これに鑑み、今回は顔合わせと先方の業務について等、聞き役に徹する方針で臨んだ。面談した部署は取締り部署ではなく、商標の審査部門だったため、商標出願から登録までのフローを説明いただいた（当事者からのフロー説明は大変参考となった）。また、商標使用状況を証明する証拠は量ではなく質が重要で、中国で継続して使用し続けていることを証明できれば良いと説明があった。実務に即した質疑を重ねたことで、今後の友好的な会議を続けるための下地を構築できた。

ウ. 北京税関 総合司知的財産権処 : 5月 28 日 (5回目の会合)

出席者: 曹処長 他 4 名

前年と同じく曹処長と他 2 名が出席し、更に本年は増えて、5 名が対応。WBA が提供する情報が差し止め等につながっていると説明があった。

エ. 济南税関 : 5月 29 日 (3回目の会合)

出席者: 趙関長 他 9 名

2018 年以来の訪問。税関長他 9 名も参加。その中には、差止めが多くある聊城税関関係者も同席していた。久しぶりの訪問であったため、最近の当地の偽造品にかかる問題について情報交換を行うと共に、アプリの説明も行った。

オ. 山東省公安厅 : 5月 29 日 (2回目の会合)

出席者: 石総隊長 他 4 名

2018 年以来の訪問。アプリのデモを行うと共に各社が困りごとを公安庁に説明。公安庁は、グレーな情報も含めて、いかなる情報も摘発の参考になると発言があった。取締りを実行するのに、各社が提出すべきデータの参考となった。

カ. 提供資料: 訪問した当局へ提供した資料は以下の通り。

- 各社情報: ホワイトリスト、ブラックリスト、連絡先、会社紹介等
- 中国税関差止データ: WBA メンバーの偽造品を中国税関が差し止めたデータ
- 中国以外での税関差止データ: 中国から輸出された WBA メンバーの偽造品を海外税関が差し止めした事例のデータ。
- 中国市場摘発データ: WBA メンバーの偽造品を公安等の市場取締当局が摘発した実績のデータ (税関取締は含まれておらず税関には提出していない)

b - 2. 2025 年計画

- 海関総署総合業務処: 総署との長年のパイプを維持。地方ロビー訪問にかかる総署の了解と支持を得る。最新動向に応じ、中国税関がどのようなデータをリスク管理システムに必要としているかについて意見交換をする。

- 国家知識産権局 (CNIPA) : 本年の初訪問では、先方が WBA を警戒したため、冒認登録対策を議論するまでには至らなかった。将来的に商標登録に関する困りごとについて議論ができるよう、訪問を重ね信頼関係を醸成していく。
- 地方政府: 貿易量が多く、偽造品が多く流通している広東省 (深センを含む) または上海の訪問を事業計画に掲上していたが、総会後の 9 月 ACC 会議で予算削減の見直しを行った結果、2025 年の訪問は見送りとした。

c. アジア太平洋地域 (JBIA 担当)

c – 1. 2024 年結果

2024 年次計画に基づき、2024 年 2 月にベトナムおよびタイにミッションを派遣し、現地においてロビイング、セミナーなどを開催した。2024 年も ACC 議長が不参加となったことから、内田委員 (NSK) が団長となり当局訪問およびセミナーを開催した。概要は次の通り。

ア. ベトナム対策

【参加者】 参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員 : 内田 (団長、NSK) 、瀧澤 (JTEKT) 、野並 (NTN) 、岡島 (NACHI) 、
Bichelmeir-Boehn (Schaeffer)

アジア地域責任者 : Kalita (Schaeffer) 、Manto (SKF)

現地参加者 : Tuan、川本 (NSK) 、Chong、Nam (JTEKT) 、松村、高野、Ly (NACHI) 、
Cuong、Phuoc (NTN) 、Bui (Schaeffler) 、Pham (TIMKEN)

事務局 : 石浦、岡野 (JBIA)

その他 : 通訳

【当局との会合】

2 月 19 日に税関総局、20 日にハノイ警察と会合を行った。内田団長から各当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、偽造ベアリングのリスクについて説明。識別ツールである WBA アプリのデモンストレーションを行い、組織的なアプリの使用を要請した。偽造品取締りに役立つ情報について確認をしたところ、ホワイトリスト、ブラックリスト、疑わしい業者リスト等、偽造関連の手広い情報提供を求められた。いずれの当局でも、意見交換が活発に行われた。概要は次の通り。

➤ 税関総局 (初めての会合) : ハ税関管理監督局副局長、他 4 名

知財関連の法律改正が行われ、2023 年 1 月より職権による差止めが可能になるなど、権限の強化について説明をうけた。なお、本会合に同席した税関幹部職員 1 名は 2023 年 6 月の日本国財務省招聘事業で来日しており、その際に IIPPF との会合に出席している。同会合で事務局石浦国際部長は、WBA 偽造対策のプレゼンを行い、あわせて、2024 年にベトナム当局訪問を予定していることから、税関との会合の実現を要請した。ベトナム税関との会合は 2023 年に断られるなど難しいといわれていたが、IIPPF で面

識ができたこと、またアプリに関心をもってくれたことから、会合が実現できたものと考えられる。

- ハノイ経済警察（初めての会合）：アン経済局偽造・密輸対策チーム副部長、他 2 名
ベトナム刑法と知的財産法が改正されたことから、警察でも知財侵害対策に重点を置くようになった旨説明を受け、WBA の協力を求められた。

【当局職員向けセミナー】（初めて）

2月 20 日午前にハノイ市場管理局（MSD=Market Surveillance Department）職員 28 名（幹部 3 名、取締官 25 人）に対し WBA トレーニングセミナーを開催した。プログラムは、①WBA 概要と偽造対策活動、特に WBA アプリの説明、②偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクの説明、③メンバー 7 社による識別ポイント説明等を行った。セミナー会場では、各企業の真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。展示場所を訪れた職員に対し実物を用いて、WBA アプリを用いた真贋判定のモンストレーション等を行った。

イ. タイ対策

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（団長、NSK）、瀧澤（JTEKT）、野並（NTN）、岡島（NACHI）、
Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）

アジア地域責任者：Kalita（Schaeffer）、Manto（SKF）

現地参加者：Supachanyawat、Meesri（NSK）、Wongprasit、水谷（JTEKT）、

Kitsathapornpisarn、Trongsaengpanya、Sookdee、片山（NTN）、

高野、得能、Thongphoem（NACHI）、Surapongraktrkul（Schaeffler）、

Cheybumrung（SKF）、Dechanuwong、Thanomarun（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

【WBA ACC および拡大会議】

2024 年 2 月 21 日午前に、B&M 弁護士のモニタリングのもと、対面で ACC 会議を開催（弁護士、通訳を含め 12 名参加）。2024 年度の対象国である中国、インドへのアプローチ方法などについて具体的に議論を行った。同日午後からは各社のタイ人現地職員、タイ駐在員なども加えた拡大版 ACC 会議を開催し、忌憚ない意見交換を行い、本社担当者と現地職員の認識ギャップの解消に努めた（弁護士、通訳を含め 24 名参加）。

【当局との会合】

2 月 23 日に知的財産局（DIP：Department of Intellectual Property）、中央税関を訪問し会合を行った。内田団長から当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、同偽造品のリスクを説明し、WBA アプリの実演を行い、両機関に対し組織的なアプリの使用を改めて要請した。偽造品取締りに役立つ情報について、WBA が確認をしたところ、ホワイトリスト、ブラックリスト、疑わしい業者リスト等、偽造関連の幅広い情報提供を求められた。いずれの当局でも、意見交換が活発に行われた。概要は次の通

り。

- 知的財産局（2回目の会合）：ケンマシリ知財執行業務室長、他 10 名

オンライン対策については、MOU（覚書）を DIP と WBA で締結することを推奨された（2024 年 8 月に手続きが完了）。WBA として締結した場合、メンバー会社の登録商標を対象に、DIP の支援のもとで EC サイト対策を講じることが可能となる。

- 中央税関（4回目の会合）：ヴォラパット法執行局長、他 11 名

新規に開発・導入した税関登録システムが有効な偽造品対策であるとの説明をうけた。

また、アプリを評価し、税関職員へアプリの使用を推奨する旨発言があった。

【取締当局職員向けセミナー】5回目（オンラインセミナー2回を含む）

2月 22 日午前に Tilleke 法律事務所のオーデトリアムを使い税関および知的財産局職員 32 名に対し WBA 真贋判定トレーニングセミナーを開催した。プログラムは前回同様、① WBA 概要と偽造対策活動、特に WBA アプリの説明、②偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクの説明、③メンバー7 社による識別ポイントなどの説明等を行った。セミナー会場では、個別企業ごとにブースを設置し、真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。ブースを訪れた職員に対し実物を用いて、真贋判定の詳細を含めたデモンストレーション等を行った。

知的財産局参加者（総勢 12 名）

税関参加者内訳（総勢 20 名）

Enforcement Division (9 名) 、 Bangkok Port Customs Bureau (2 名) 、

Suvarnabhumi Airport Cargo Clearance Customs Office (3 名) 、

Ladkrabang Cargo Clearance Customs Office (2 名) 、

Don Muang Airport Customs Office (2 名) , Bangkok Port Customs Office (2 名)

c - 2. 2025 年計画

- ベトナム対策：中央税関および他の中央取締り当局を訪問する。当初ホーチミンやランソン、ハロンへの訪問も事業計画に掲上していたが、予算削減のため、2025 年も中央（ハノイ）の取締り当局のみとすることを ACC 会議で決定した。
- タイ対策：中央税関あるいはタイ経済警察（経済犯罪制圧部）を訪問する。また、取締り当局のトレーニングセミナーを開催する。
- ACC では中長期的な視点からロビー活動の現地化、効率化を検討している。タイ特許庁との MOU 締結を足掛かりに、タイの現地職員を含めた ACC 会議を当初計画通りバンコクで開催する。本社担当者と現地職員の意識を高め、共通の認識を持つことで現地職員の一層の戦力化を段階的に進める。

c - 3. 2025 年結果

2025 年次計画に基づき、2025 年 2 月にタイおよびベトナムに対し 内田委員長 (NSK) を 団長 としてミッションを派遣し、現地においてロビイング、セミナーなどを開催した。概要は次の通り。

ア. タイ対策

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC 委員：内田（委員長および団長、NSK）、野並（NTN）、瀧澤（JTEKT）、

岡島（NACHI）、Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）

アジア地域責任者：中山（NSK）、Kalita（Schaeffer）、Ling（TIMKEN）

現地参加者：Supachanyawat、Meesri（NSK）、

安隨、Trongsaengpanya、Kitsathapornpisarn、渡利、Sookdee（NTN）、

Wongprasit、Siripornpiriya（JTEKT）、安井、Yekobal（NACHI）、

Surapongraktrakul（Schaeffler）、Dechanuwong、Manopensook（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

【取締当局職員向けセミナー】6回目（オンラインセミナー2回を含む）

2月24日午後にTilleke法律事務所のオーデトリアムを使い取締り当局職員49名に対しWBA真贋判定トレーニングセミナーを開催した。プログラムは前回同様、①WBA概要と偽造対策活動、特にWBAアプリの新機能であるフォトガイドラインの説明、②偽造ベアリングの人命や設備に対するリスクの説明、③メンバー6社による識別ポイントなどの説明等を行った。セミナー会場では、個別企業ごとにブースを設置し、真正品・偽造品のベアリングや外箱のサンプルを展示。ブースを訪れた職員に対し実物を用いて、真贋判定の詳細を含めたデモンストレーション等を行った。

経済警察参加者（総勢20名）

知的財産局参加者（総勢6名）

税関参加者内訳（総勢23名）

Enforcement Division（5名）、Bangkok Port Customs Office（3名）、

Bangkok Port Customs Bureau（3名）、

Suvarnabhumi Airport Cargo Clearance Customs Office（4名）、

Suvarnabhumi Airport Passenger Customs Office（4名）

Don Mueang Airport Customs Office（2名）、

Ladkrabang Cargo Clearance Customs Office（2名）

【当局との会合】

➤ 訪問先：タイ経済警察（ECD：Economic Crime Suppression Division）：1回目の訪問

サブリハッド大佐・副司令官、他10名

2月25日にECDを訪問し会合を行った。内田団長から当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、同偽造品のリスクを説明し、WBAアプリ（新機能のフォトガイドラインも紹介）の実演を行い、組織的なアプリの使用を要請した。市場およびオンライン上の様々な偽造品取締りやECDへの連絡窓口について等、双方より活発な情報交換が行われた。

【WBA ACC および拡大会議】

2025年2月25日午後に、B&M弁護士のモニタリングのもと、各社のタイ人現地職員、タイ駐在員などを加えた拡大版ACC会議を対面で開催（弁護士、通訳を含め23名参加）。次について意見交換を行い、引き続き検討していくこととした。

- (i) DIPと締結したオンライン対策についての会議の報告とMOU（覚書）の効果的な活用方法
- (ii) 当局との偽造品対策の効果的な連携の検討
- (iii) 効果的な偽造品摘発体制構築のための、競争法に抵触しない情報共有ワークフローについて
- (iv) タイ現地スタッフの偽造品対策のモチベーションを高めるための施策
- (v) 次のターゲット候補国についての意見交換

イ. ベトナム対策

【参加者】参加者の都合に合わせて、各会合の参加者は変更している

ACC委員：内田（委員長および団長、NSK）、野並（NTN）、瀧澤（JTEKT）、岡島（NACHI）、Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）
アジア地域責任者：中山（NSK）、Kalita（Schaeffer）
現地参加者：Tuan（NSK）、Do、Hoang（NTN）、Chong、Linh（JTEKT）、
松村、Ly、Son（NACHI）、Bui（Schaeffler）、Pham、Thanh（TIMKEN）
事務局：石浦、岡野（JBIA）
その他：通訳

【当局との会合】

2月27日に市場管理総局（DMS：Vietnam Directorate of Market Surveillance）、科学技術省（MOST：Ministry of Science and Technology）、28日に税関総局と会合を行った。内田団長から各当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、偽造ベアリングのリスクについて説明。識別ツールであるWBAアプリ（新機能のフォトガイドラインも紹介）のデモンストレーションを行い、組織的なアプリの使用を要請した。当局の取締りを円滑に進めることができるよう、WBA各社の連絡窓口および代理人連絡先を提出することとした。いずれの当局とも2回目の対面となったため、意見交換が活発に行われた。当局の出席者などは次の通り。

➢ ベトナム市場管理総局（2回目の会合）：リン総局長、他10名

DMSリン総局長とWBAの交流は、2023年のWBAによるハノイ本部初訪問、24年10月のリン総局長訪日時の日本国特許庁での会合（DMSのリクエストによる真贋識別ツールであるWBAアプリの説明）、そして今回と都合3回目の面談となる。総局長によるとベトナムでも電子商取引が急速に成長しており、偽造ベアリングの取引の増加が当局でも課題となっていることを説明された。総局長はWBA各社がより市場監視を強化することを要請した。更に、DMSは市場摘発措置においてWBAを支援し、摘発情

報を同じ業界の他の企業等に共有して、偽造品防止の取り組みの意識を啓発したい旨の説明も受けた。

- 科学技術省（2回目の会合）：チュン捜査チームリーダー、他4名

MOST では偽造品ベアリングの事例は扱ったことはないが、WBA の説明により、市場および電子取引上で偽造品が取引されることについて認知した。また、MOST がより効果的な取締りができる改正案を政府に提案できるよう、直面している課題について WBA と意見交換を行った。最後に、WBA 各社に電子取引上の違反行為を積極的に調査し、正規代理店リストを顧客に提供することを要請した。

- 税関総局（2回目の会合）：タム税関管理監督局長、ハ税関管理監督部第4事務所長、トアン密輸・模倣品取締りおよび知的財産権保護課（第4課）副課長、他4名

WBA から、真製品と偽造品が混在した梱包や偽の証明書を使用した輸入、ノーブランド商品が輸入された後、国内で WBA メンバーの商標を付して市場に流通すること等の問題点を説明し、それに税関が回答する等活発な意見交換がされた。税関からは、WBA 各社のホワイトリストおよび連絡窓口、また偽造品が積載された貨物に関する情報などの情報提供が依頼された。

d. インド対策

2020 年に実施された調査結果を基に（最終報告は 2021 年）、当局高官との面談、税関向けのトレーニングセミナー開催、アプリの宣伝等を検討してきた。2025 年事業計画に計上し、2025 年 3 月にムンバイおよびニューデリーに内田委員長（NSK）を団長とするミッションを派遣し、現地においてロビイング、セミナーなどを開催した。内田団長から当局に対し日頃の偽造ベアリング摘発活動について謝辞を述べるとともに、同偽造品のリスクを説明し、イングリット・オーセン委員長が WBA アプリの説明を行った。いずれの会合やセミナーにおいても、当局と意見交換が活発に行われた。概要は次の通り。

【ムンバイ】

- 3月17日：インド側受入機関である VDMA(ドイツ・エンジニアリング連盟) インド支部および S.S.Rana 法律事務所と、本ロビーの日程について確認をすると共に、今後のインドの偽造対策の活動についても意見交換をおこなった。午後には、Pydhonie Market を訪問し、偽造品ベアリングを販売している店舗がいくつもあることを確認した。
- 3月18日：ムンバイ警察経済犯罪課（EOW）およびムンバイ税関向けセミナーを開催。

【ニューデリー】

- 3月19日：デリー知的財産庁（IPO）と商工業省産業国内取引促進局（DPIIT：Department for Promotion of Industry and Internal Trade）を訪問し会合を行った。
- 3月20日：デリー税関向けセミナーの開催。デリー高裁の知財裁判の見学および知財判事と会合を行った。
- 3月21日：IndiaMART（インド最大のオンライン B2B マーケットプレイス）と会合を

行った。また、インドにおける効果的な偽造品対策について意見交換を行った。

e. 広報啓発活動 (Awareness Campaign) (ABMA 担当)

広報啓発分科会 (MARCOM : MarCom Sub-Committee) は ACC の下に設置され、Schaeffler の委員が議長 (ABMA は担当事務局)。2024 年度は、Web 会議を 6 回 (5 月 13 日、6 月 24 日、7 月 31 日、8 月 29 日、11 月 5 日、2025 年 1 月 28 日) 開催した。ベアリングユーザーに対し、偽造品の生命や機材・設備への危険性と偽造品の購買・使用の防止等について WBA ウェブサイト (<https://www.stopfakebearings.com/>) 等により、啓発活動を実施している。本ウェブサイトは 13 か国語 (英・日・中・西・葡・仏・独・泰・露・アラビア・土・尼・越) で展開され、WBA が公益を目的とした非営利団体であり、信頼できる組織であることを各国税関および取り締まり当局に示すためのリソースにもなっている。また、WBA Check アプリの広報普及については、同じ広報啓発普及活動ということで、オーセン委員会から広報分科会に付託されている。

e-1. 2024 年結果

- 英語、タイ語、ベトナム語、中国語で作成した「WBA アプリの使用方法」をロビーで配布し、アプリの宣伝をした。また、フォトガイドラインについての資料を PPT で作成し、当局訪問時に新機能の説明に用いた。
- 配布資料について関係者から好意的なフィードバックを得た。
- ユーザーへのサービスを向上させるため、ウェブサイトの技術的な更新を完了。
- オーセン委員会と協力し、ウェブサイトに、新しい WeChat QR コードを追加した。
- サイト (stopfakebearings.com) の月間利用者数は、2023 年の月間 1,000 人から 30% 改善し、約 1,300 人/月となった。利用者の多い国は、アメリカ、中国、ロシア。メンバーのニュースやビデオを掲載し、閲覧数増加を図る。

e-2. 2025 年計画

2025 年の承認された計画は次の通り。広報啓発活動においても、計画は総会で承認されたが、優先事業を選定し、予算の削減を検討することとなっている。

- WBA アプリを広報するポスターとチラシを作成する (残り 9 言語)。それらをウェブサイト上でダウンロードや印刷を可能にし、会員が顧客や販売店に配布できるようにする。
- フォトガイドライン (偽造品レポート^{※4}) の紹介が含まれている YouTube の「使い方」ビデオを制作する (13 言語)。

※4 フォトガイドラインとは、疑義品について、写真での真贋判定が必要になった時に、製品や化粧箱のどこの部分の写真を撮るべきか等を分かりやすく図解し指示したもの。ガイドラインを読み進めながら写真を撮っていくと手続きが完了するというツール。

- アプリ利用率の低い国で利用を促進するよう、メンバー企業の現地サイトにアプリの情報を掲載する。
- メンバー会社のソーシャルメディアで、WBA のアプリや活動を宣伝できるよう、ソーシャル

シャルメディアビデオを制作する。

- WBA と会員の活動に関するニュースを引き続きウェブサイトに掲載する。また、一般的な模倣品対策に関するニュースも掲載し、真正品の利用を促進する。

e - 3. 2025 年結果

- タイ語、ベトナム語、英語（インド向け）で作成した「WBA アプリのフォトガイドラインの使用方法」をロビーで配布し、アプリの宣伝をした。

f . 予算

2025 年予算として 125,500 ドル（2024 年 88,000 ドル）が総会で暫定的に承認された（事業計画見直し・予算削減の前）。内訳は以下の通り。

中国ロビイング ロジスティクス（中青旅等）	USD 10,000
中国ロビイング コンサル（CALUE）	USD 40,000
海外差止データ収集（B&M）	USD 3,000
アジア太平洋（タイ／ベトナム）	USD 24,000
インド ロビイング	USD 22,000
広報啓発活動（オーセンアプリの広報活動も含む）	USD 26,500
Total	USD 125,500

⑤ WBA オーセン委員会（FEBMA 担当）

WBA 7 社の真贋判定共通アプリである「WBA Check」の開発・改善・広報普及・運用等を行っている。2024 年度、Web 会議を 3 回（6 月 19 日、8 月 27 日、11 月 21 日）開催した。

a . 委員

議長：Bichelmeir-Boehn（Schaeffer）

委員：尺田、内田、山下（NSK）、松井、滝澤（JTEKT）、辻本、野並（NTN）、長峰、森田（NACHI）、Berni 他（TIMKEN）、Bravert（SKF）

事務局：（JBIA）宮下専務理事、石浦、岡野、
(ABMA) Blackford、(FEBMA) Decker、Inoue

その他：B&M 弁護士（会議モニタリング）、通訳

b - 1. 2024 年結果

- 中国のプロバイダーを変更する必要が生じ、WBA アプリの WeChat への再統合を行った。
- フォトガイドラインの展開。
- 「WBA チェックアプリの使い方」の YouTube ビデオ（数か国語）を公開。
- WBA アプリ（WeChat 版も含む）のプロモーション活動およびデモンストレーション（ACC、MARCOMM との協力）
 - ・ 中国、ベトナム、タイにおけるロビー
 - ・ WCO（世界税関機構）トレーニングセミナー（ベトナム・ハノイ）

- ・ ハノーバーメッセ（独ハノーバー）

b - 2. 2025 年計画

2025 年の承認された計画は次の通り。オーセン委員会においても、計画は総会で承認されたが、優先事業の選定および予算削減を検討することとなっている。

- ユーザーからのフィードバックに応じ継続してアプリの改善を行う。
- MARCOM 分科会と協力して、フォトガイドラインを含めたアプリについての啓発活動を行う。
- フォトガイドラインを含めた、新しいガイドラインのビデオの制作。
- 必要に応じて、アプリの言語を追加する。

c. 2025 年予算：今後委員会で、事業の優先順位を検討し、予算削減を図る。

アプリ機能の改善	USD 8,000
新しい言語の追加	USD 4,000
WBA Check の年間維持費（WeChat 含む）	USD 16,200
(WBA 分のみ。参加企業は各々の個別メンテナンス負担がある。)	
Total	USD 28,200

(2) 不正商品対策

① 不正商品対策専門委員会

本委員会は、B&M 弁護士によるリーガル・チェックとモニターの上、年間を通して隔月で開催している。2024 年度は 5 回（4 月 3 日、6 月 19 日、8 月 21 日、10 月 29 日、2025 年 1 月 16 日：対面会議 2 回、Web 会議 3 回）開催した。委員会では、競争法に抵触しない範囲で、各社の不正商品対策について報告している。こうした情報共有を踏まえ、これまでとは異なる視点を取り込む等により、不正商品事例に対する各社の監視・対処の改善を図っている。主な活動は次の通り。

a. 取締り当局の対応について

海外税関の偽造品差止や警察等による市場摘発において直面した現地の規則・規制の問題や効果的な対応策あるいは成果について、競争法に抵触しない範囲で情報を共有している。

b. E コマース

E コマースの利用がますます増加したことを背景に、偽造品業者の活動も E コマース上で活発化してきている。偽造品を扱っているサイトの閉鎖の難しさや摘発等の各社の対策について、競争法に抵触しない範囲で情報共有をしている。

c. 冒認商標登録

冒認登録と主張しても、非類似と判定される事例が多くある。また、ベアリングとは違う商品で、類似の商標登録がされている事例のうち、明らかに悪意のある登録がある。委員会では、このような冒認商標登録に関連する事例や対策について競争法に抵触しない範囲で情報を共有している。

d. その他

上記以外に委員会で報告される事例は、自社のドメインを勝手に使われている事例、正規の代理店ではないのにサイト上で正規の代理店と主張している事例等が報告されている。

②国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)

政府・関連団体・企業が一体となって模倣品など知的財産権侵害対策を実施するため、「国際知的財産権保護フォーラム」が 2002 年 4 月に発足し活動している。当工業会は、次の 5 つに参加し、そこで得られた知識・情報等を WBA 事業や不正商品対策専門委員会の活動に反映させている。なお、中国に対する提言のあり方が、2002 年のフォーラム創立時における官民訪中ミッションから、現在は現地日系商工会による提言へ移行しているため、中国プロジェクトの活動は、情報収集を中心としたものに変更されている。

中国プロジェクト

アジア大洋州プロジェクト

中東アフリカプロジェクト

インターネットプロジェクト

啓発プロジェクト

JBIA は、機会を得ては WBA アプリの紹介を含め JBIA の偽造品対策を紹介するなど貢献している。

*IIPPF の事務局はジェトロ、参加は 90 団体・203 企業（2022 年 12 月現在）。

現在の座長は小林利彦・セイコーエプソン株式会社 執行役員 知的財産本部長。

(3) 通商対策

① 通商対策専門委員会

本委員会は、B&M 弁護士によるリーガル・チェックとモニターの上、定期的に開催する。2024 年度は、3 回（7 月 23 日、11 月 5 日、2025 年 2 月 5 日）に Web で委員会を開催した。委員会では、競争法に抵触しない範囲で各社の通商対策について報告。特に、FTA/EPA 活用の取り組み、手続きや規則等の共通の問題等について情報共有を行うと共に、改善のための方策があるか等を探っている。

- 2011 年に発効された日印協定の原産地規則は「関税番号変更基準と付加価値基準の and 条件」のため、ほぼ全ての構成部品が素材以降日本で加工された旨の証明が必要となり、日本製であることの証明が煩雑で負担の大きいものになっている。今後、規則見直しの交渉を政府に打診できるかどうか、委員会で検討をしていく。事務局から産業機械課へは機会があるごとに情報を共有している。
- CBAM や EUDR といった EU の措置や規則が、ベアリング産業においてどのような影響があるか情報共有をしている。
 - ・ CBAM（炭素国境調整措置）：EU では、商品価格にカーボンニュートラルに対応するた

めのコスト（炭素価格）が含まれている。一方、第三国の製品は規制が緩く対策費用が含まれていないことから、この差額を EU 輸入時に課税しようとするもの。現在移行期間中で、本格導入は 2026 年 1 月の予定。なお、現時点で対象はボルト・ナットやピンなどの鉄鋼製品等に限られており、軸受けは、対象外。

- ・ EUDR（森林破壊防止規則）：森林破壊のリスクがある製品について、森林破壊されていない土地で生産されることを EU の輸入及び EU からの輸出の条件とするもの。天然ゴム製品や木材製品等が規制の対象となる見込み。

- 2023 年 2 月に作成した「EPA を使ってみよう！～軸受業界からみた EPA（経済連携協定）～EPA のいろは」の内容を更新し 2024 年 4 月に、会員に配付した。引き続き、本資料は、新しい情報を加え、随時改定を行っている。

②日本輸出組合 原産地規則懇話会

ジェイテクトがベアリング業界を代表して当懇話会に出席している。業界を代表して懇話会で意見すると同時に、ベアリング業界の関心事項について、情報を共有している。

- 日本商工会議所が原産地証明書発給システムの大改修を 2026 年に計画中で、機能改修の要望を受け付けていた。それを受け、事務局は委員会の要望をまとめ、ジェイテクトが 7 月 3 日に経済産業省原産地証明室に提出した。
- 原産地証明書発給申請は、日商のシステムで必要事項を入力し、必要書類を添付すれば完了する。しかしながら、ある判定事務所では、申請をした旨を FAX で連絡をするという独自の手続きがあった（他の事務所では必要とされていない）。当会は、このような FAX 連絡をなくし、本来の日商のシステム入力のみで手続きが終わるよう懇話会で問題提起を行ったところ（2023 年 9 月）、次の懇話会（2024 年 3 月）では、原産地証明室長が「廃止することになった」旨を報告した。しかしながら、FAX 連絡の有無で処理期間に違いがあることがわかり、利用者としては、FAX 連絡をせざるを得ない状況が続いていたことから、8 月 23 日に経済産業省（経済連携課、原産地証明室）と当会（該当事務所を利用している委員、事務局）で、問題を共有するための Web 会議を行った。その後、原産地明室が当該事務所と打ち合わせをし、申請の対応について改善することとなり、FAX 運用は廃止された。

③政府との協力

当工業会では政府に対し、通商に関わる問題について通商対策専門委員会を通じて、隨時、情報提供や要望申し入れを行っている。

その事例として、1970 年代から継続された、米国による日本製ベアリングのアンチ・ダンピング（AD）措置に係る経緯がある。第 3 回サンセット見直し調査の結果、2014 年 3 月に米国が AD 措置を撤回したが、その後においても、米国政府が再び AD 措置をとる動きがないか当工業会としては注視を続け、経済産業省においても、WTO の精神に則り、政府間交渉の場を通じて、AD 措置の不適切な運用としてバード修正条項に基づく分配やゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）への問題提起を続けるなど、政府としての対応を継続している。

バード修正条項に基づく、日本製品に対する 2,890.68 ドル（米国時間 2023 年 12 月 6 日公表）。すべて日本製ベアリングにかかる分配であった。これに対し日本政府は、「対抗措置の権利を留保」の旨の通報を WTO に行った（2024 年 9 月 19 日付）。

④財務省税関 経済安全保障情報分析センター室

財務省税関 経済安全保障情報分析センター室（3 名）が事務局を訪問（10 月 22 日）。その目的は、2023 年に新設された同センター室の活動内容についての説明。国家安全保障戦略のもとで外為法において輸出が規制されている軍事転用の恐れのある製品や技術等の流出につながる不正輸出を防止する業務を行っているとのこと。

（4）情報の収集と提供

当工業会のホームページには、ベアリングの財務省通関統計、米国と欧州主要各国の輸入統計を掲示している。

（5）会議の開催

B&M 弁護士による資料の事前チェックと会議モニターのもと、必要な会議を適宜開催した。

- 国際部会会議：2 回（対面会議）
- WBA 専門委員会：3 回（Web 会議 2 回、対面会議 1 回）
(WBA 偽造品対策委員参加)
- 不正商品対策専門委員会：5 回（対面会議 2 回、Web 会議 3 回）
- 通商対策専門委員会：3 回（Web 会議）

4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業

(1) 地球環境対策

地球温暖化対策については、経団連が政府との密接な連携のもと産業全体を総括した自主的な環境政策を進めてきている。経団連は、2013年度より「環境自主行動計画」から「低炭素社会実行計画」に、2021年度からは更に「カーボンニュートラル行動計画」にステップ・アップして対策を推進してきた。当工業会は当初からこれに積極的に参加し、現在は、2030年度目標に向け取組みを進めている。

また、循環型社会に向けた対策についても、同様に経団連の総括的・自主的な政策のもと、当工業会は「循環型社会形成自主行動計画」での廃棄物の再資源化率及び最終処分量削減率の取組みを行っている。

これらの取組みにおいては、環境対策専門委員会を中心として、会員各社が円滑な対応が図れるよう情報収集、方針検討等を行うとともに、経済産業省及び関係機関への調査協力・説明並びに会員への情報提供等の活動を行っている。

①「カーボンニュートラル行動計画」フォローアップ等

当工業会においては、環境自主行動計画へ参加すべく 1998年11月に「ベアリング工業における環境自主行動計画（温暖化対策編）」を策定し、1999年より、毎年、フォローアップを実施してきた。標記計画については、2012年度に目標を達成し計画が終了したことから、2014年3月に新たな計画として、「ベアリング業界の低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）」を策定した。2020年度に目標を達成し計画が終了したことから、2021年度からは、2015年5月に策定した以下の2030年度に向けた目標に向け活動を行った。

【ベアリング業界の低炭素社会実行計画（現：カーボンニュートラル行動計画）】

〈数値目標〉

目標：2030年度のCO₂排出原単位を1997年度比28%削減に努める。

前提条件：電力の排出係数は3.05t-CO₂/万kWhに固定する。2020年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

この数値目標と合わせて「低炭素社会実行計画」の4本柱として位置付けられている「低炭素製品、サービス等による他部門での削減」、「国際貢献の推進」、「革新的技術の開発・導入」についても、可能な範囲で貢献していく。

また、2020年10月、政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」発表以降の我が国における動向や、2021年のCOP26開催などを背景に、経済産業省及び経団連から「カーボンニュートラル行動計画」参加団体に対して、「2050年度のカーボンニュートラルに向け

た基本方針の作成と 2030 年度目標の見直し」について検討を行うよう要請もあり、これを受け、当工業会は上記の検討を環境対策専門委員会において実施した。同委員会は、工業会のリーガルカウンセルによるモニタリング等*を実施しつつ、2022 年 2 月から 10 月まで 6 回会合を重ね、成案を得た。これを受け、同年 11 月理事会で、①見直しされた結果としての「2030 年度新目標」と②「2050 年度のカーボンニュートラルに向けた基本方針」が承認され、工業会として経済産業省及び経団連に報告した。

*会合における立会い・資料や議事録のチェック

①【2030 年度新目標】（2022 年度実績から）

2030 年度におけるベアリング製造（Scope1、2（注1））の CO2 排出量を 2013 年度比 38% 削減に努める。

（注1）Scope1 とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（例：燃料の燃焼）。Scope2 とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

② 2050 年カーボンニュートラルに向けた基本方針

2022 年 11 月策定

（将来像・目指す姿）

ベアリング業界は、これまでも自主的に「ベアリング業界の低炭素社会実行計画」を作成し、ベアリングの製造において CO2 排出削減を実行してきました。また、ベアリング製品は、自動車、産業機械、電気機械を始めとするあらゆる機械の回転部分に使用され、機械の性能、品質を左右する機械要素部品で、省エネルギーそのものを機能としています。回転軸を正確かつ滑らかに回転させ、摩擦によるエネルギー損失や発熱を低減させるなど、ベアリング製造各社はその性能を高めてきました。

これからも、当業界は国およびユーザー業界との協調を図りつつ、ベアリングの製造段階での省エネルギー・CO2 排出削減の取組み、ベアリングが組込まれた様々な機械が使用される段階での省エネルギー・CO2 排出削減の取組み、工場から発生する廃棄物のリサイクルなど循環型社会形成に向けた取組みを通じて、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて貢献していきます。

（将来像・目指す姿を実現するための道筋やマイルストーン）

当工業会は上記の方針に基づき、以下の取組みを行うことにより、2030 年度にベアリング製造（Scope1、2（注1））における CO2 排出量を 2013 年度比 38% 削減に努めます。また、ベアリングの使用段階において、ベアリングの小型・軽量化、長寿命化、低トルク化による性能向上によりユーザー製品の CO2 排出削減に貢献します。

【生産活動における省エネルギー・CO₂排出削減の取組み】

- ・工場における改善活動による省エネルギー・CO₂排出削減の推進
- ・生産技術の革新的な開発・導入、高効率設備の導入
- ・工場から発生する排熱などのエネルギー回収・利用の推進、燃料転換の推進
- ・再生可能エネルギーの導入・推進

【ベアリングの技術開発・製品設計の取組み】

- ・小型・軽量化、長寿命化、低トルク化によるエネルギー使用量削減
- ・リサイクルしやすい製品設計の推進
- ・革新的な技術開発の推進

【循環型社会形成に向けた取組み】

- ・工場から発生する廃棄物の再資源化による最終処分量の削減
- ・包装材の簡素化、リターナブル容器の拡大などによる梱包資材使用量の削減

(注1) Scope1 とは、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(例:燃料の燃焼)。Scope2 とは、他社から供給された電力、熱・蒸気の使用に伴う間接排出。

2024 年度は、2023 年度実績についてフォローアップを行うべく、2024 年 7 月に上記行動計画参加企業 12 社に地球温暖化対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、2023 年度のフォローアップ結果を取りまとめ、9 月に理事全員の承認を得たうえで、経済産業省及び経団連へ結果報告した(本件については 11 月理事会で事後報告した)。

a. 2023 年度のフォローアップ結果

(i) CO₂ 排出量の実績及び見通し

図1のグラフは、電気事業低炭素社会協議会発表の調整後排出係数を使用して算出したもので、この係数は、その年の電気事業者による全国平均の値であり、経団連が指定しているものである。

2023 年度の CO₂ 排出量実績では、61.7 万 t-CO₂ の排出となり、2013 年度比 27.3% 削減となった。CO₂ 排出量が削減した要因としては、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上などを行ったことがあげられる。

また、2024 年度は、省エネ対策を着実に積み重ね、58.6 万 t-CO₂ の排出となり、2013 年度比 30.9% 削減になる見通しである。

基準年度の 2013 年度から CO₂ 排出量は着実に減少傾向となっており、今後も減少傾向を維持し、2030 年度目標達成に向け、取組みをさらに強化していく必要がある。

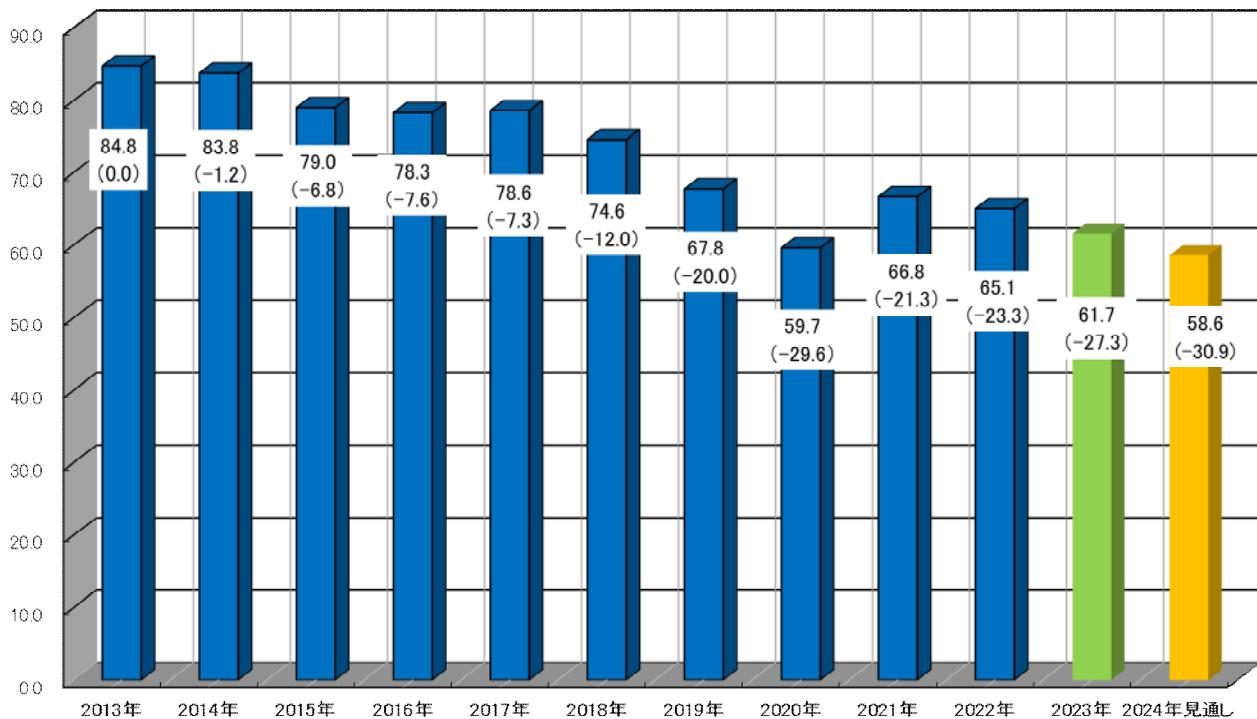


図 1. CO₂ 排出量の推移

上段 : 万 t-CO₂

下段 : (基準年比 %)

注 2 : 電力の排出係数は、電気事業低炭素社会協議会発表の調整後排出係数を使用した。

調整後排出係数は、2013 年度 5.67、2014 年度 5.52、2015 年度 5.31、2016 年度 5.16、2017 年度 4.96、2018 年度 4.63、2019 年度 4.44、2020 年度 4.41、2021 年度 4.35、2022 年度 4.37、2023 年度 4.21t-CO₂/万 kWh。

注 3 : 2024 年度の電力の排出係数は、2023 年度と同様の数値 4.21t-CO₂/万 kWh に仮定した。

(ii) 会員各社のCO₂削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ① 空調関係 (ヒートポンプ式、氷蓄熱式等省エネタイプへ更新、温度管理徹底、など)
- ② コンプレッサ関係 (台数制御、吐出圧の見直し、など)
- ③ 照明関係 (省エネ型器具へ取り替え、不要照明の消灯励行、など)
- ④ モーター等、動力源関係 (インバーター制御、など)
- ⑤ 热処理関係 (熱処理設備の燃料転換、稼動条件変更、など)
- ⑥ 発電設備関係 (太陽光発電機の導入、自家発電設備の排熱利用、など)
- ⑦ その他 (製造機械のサイクルタイム短縮、など)

(iii) 本社等オフィスからのCO₂排出量の推移

当工業会では、2010 年度実績から、本社等オフィスからのCO₂排出量実績の集計を行うこととした。以下のとおり、アンケート結果報告をいただいた 7 社の合計値を報告した。

【本社等オフィスからのCO₂排出量（7社合計値）】

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
延べ床面積 (千m ²)	45.9	46.8	44.3	44.2	46.8	45.4	43.1	42.5	40.5
CO ₂ 排出量 (千t-CO ₂)	2.221	2.247	2.281	2.020	2.027	1.803	1.721	1.697	1.603
床面積あたりの CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /m ²)	48.4	48.0	51.4	45.6	43.3	39.7	40.0	39.9	39.6
エネルギー消費量 (原油換算) (千k ₁)	1.021	1.058	1.111	1.030	1.067	0.957	0.925	0.912	0.852
床面積あたりエネ ルギー消費量 (1/m ²)	22.3	22.6	25.0	23.3	22.8	21.1	21.5	21.4	21.0

なお、具体的な取組みについては、以下のとおり。

- ・ クールビズ・ウォームビズの実施（空調温度設定の徹底など）
- ・ 本社、支店の休憩時間の消灯等による節電活動。
- ・ 階段・トイレの自動消灯、蛍光灯の使用削減。
- ・ 水栓の自動化による節水（事務所取り付け）
- ・ コピー用紙の使用量削減（裏紙の使用、両面コピーの推進）
- ・ 遮熱フィルムによる省エネ実施、など

(iv) 参加企業が発電している太陽光発電・風力発電及び再エネ由来の電力（グリーン電力）の購入、非化石証書の購入について

2021年度から、参加企業が発電している再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電）の発電量及び再エネ由来の電力（グリーン電力）の購入について、報告している。

2023年度に参加企業が発電した太陽光発電は、10社で合計約731万kWhの発電を行っており、風力発電は、2社で約2万kWhの発電を行った。

また、参加企業4社が、再エネ由来の電力（グリーン電力）を38,521万kWh購入している。

(v) 低炭素製品・サービス等による他部門での削減

ベアリングの製品自体が省エネルギーの製品であり、小型・軽量化、低トルク化など技術進歩に伴う性能向上により、需要先である自動車や家電製品、工場設備等の省エネルギーにも大きく貢献している。

2023年度の取組み事例としては、以下の製品などがあげられる。

【2023年度の取組実績】

低炭素、脱炭素の 製品・サービス等		削減実績（2023年度）
1	転がり軸受の基本定格寿命(計算寿命)を延長 (日本精工(株))	2023年3月に発表した「Micro-UT法を用いた高精度寿命予測(世界初)」を実用化し、転がり軸受の寿命計算のパラメータである基本動定格荷重を向上。基本定格寿命(計算寿命)が最大2倍になり、機械の小型化・軽量化に貢献。円すいころ軸受HR32306Jをより小型のHR33206Jに置き換えた場合、軸受トルク及び消費電力で約18%削減。製品の使用段階でのCO ₂ 排出量は年間22kg/個の削減が見込まれる。
2	「低フリクションハブベアリング」シリーズを拡充 (NTN(株))	軸受内部に新開発の低トルクグリースを適用。本グリースは基油の低粘度化と増ちょう剤の微細化によるグリースの低粘度化を図る一方で、軸受回転時にボールによって搔き取られたグリースが軌道面に再流入しないようグリース硬さ(ちょう度)を最適化し、従来品比で最大約64%の低フリクション化を実現している。従来品比で電費を約0.75%改善し、一回の給電により航続距離を3km延長することが可能。
3	EV用耐電食軸受 「樹脂インサート軸受」 (株)不二越)	今後、更なる普及が見込まれるEVやHVにおいては、駆動モータをサポートする軸受に電流が通過することで電食が発生することから、耐電食の対策を行った軸受けが必要となる。外輪もしくは内輪に樹脂をインサート成形することで絶縁性能を持たせ、電食による軸受の早期破損の防止を実現。
4	耐水素環境用軸受 「EXSEV-H2」 (株)ジェイテクト)	CO ₂ 排出量削減の目標達成に向けて、走行時にCO ₂ を全く排出しないFCEV(燃料電池車)が究極のエコカーとして期待されているが、FCEV用水素循環ポンプには、水素環境や水蒸気中での高い信頼性をもつ軸受が必要となる。新材料の適用と熱処理により、水素環境下で従来製品の約10倍の耐久性と耐食性を持つ軸受「EXSEV-H2」を開発。

*順不同

(vi) 海外での削減貢献

これまでに進出先国・地域の環境保全に関しては、現地の現状を十分に配慮しつつ、事業展開を図ってきている。海外の現地法人においても、国内と同様に省エネ活動などを推進している。

取組み事例としては、中国、タイ、マレーシア、インドの工場に太陽光発電を導入したり、ドイツ、ポーランド、イギリス、オランダの主要工場などにおいて、グリーン電力を活用した体制を整備することなどにより、CO₂排出量を削減した。

(vii) 革新的技術の開発・導入

燃料電池車(FCV)や電気自動車(EV)等の先端技術に必要なベアリングの開発や、再生可能エネルギーを利用した風力発電用ベアリングや、クリーン輸送機関としての高速鉄道(新幹線など)用ベアリングの技術開発などを行っている。

b. 「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」等での評価・検証

例年、12月に経済産業省と環境省の共管で、国として多角的観点から経団連の自主的な環境政策を評価・検証する場である「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」が開催されていたが、国際的な温暖化対策に係る動向に流動的な兆しがみられる中、2024年度は開催されなかった。

なお、経団連においては、例年のとおり、その内部機関としての第三者評価委員会において当工業会を含む産業全体のフォローアップ結果が評価され、適正な成果とされた。

c. 会員企業への温暖化対策の協力要請文の発出

例年のとおり、上記フォローアップ結果を11月理事会で報告するとともに、この機会をとらえ「カーボンニュートラル行動計画」の参加の如何にかかわらず、すべての会員企業代表者宛てに会長名でCO₂排出削減の協力要請文を郵送し、引き続きの努力を要請した。

d. 「ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン」の検討・策定

経済産業省では、製品の使用段階も含めた「温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン」を公開し、産業界に対してこうした定量的評価を自主的に実施し、貢献の見える化を促しており、経団連も軌を一にして各業界団体に同様の要請をしてきていた。この要請も踏まえ、当工業会は「ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）の策定を行うため、環境対策専門委員会の下部組織として「CO₂排出削減貢献定量化ガイドライン作成ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を新設することとし、2018年11月理事会でこれが承認された。

WGは、開発・設計など適切な能力をもった専門家から構成され、適宜、環境対策専門委員会とWGとの合同会合を開催し、方向性の確認、連絡・調整等を行った。また、WGにおいては、工業会のリーガルカウンセルによる所要のモニタリング等を実施した。

2019年1月から2021年10月まで12回のWG会合を開催・検討した結果、「ベアリングのCO₂排出削減貢献定量化ガイドライン（案）」がとりまとめられた。

同ガイドライン（案）は2021年10月に開催された環境対策専門委員会で承認された。次に、会員に向けて説明会の実施を予定していたが、これは全会員を対象とすることが肝要であるため、実施時期を探り2022年5月に実施した。これを踏まえ、同委員会に参加されていない会員企業に対しても、同ガイドライン（案）の内容確認及び当工業会理事会に付議することの同意を書面にていただいた。以上をもって、同年6月理事会での承認を経て、工業会ホームページで公表し、経済産業省に通報した。

②「循環型社会形成自主行動計画」フォローアップ

2024年度は、2023年度の実績についてフォローアップを行うべく、2024年7月に「循

「環型社会形成自主行動計画」の産業廃棄物対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施し、その調査結果に基づき 11 月の理事会で承認を得て、経団連へ結果報告した。

目標計画の再資源化率目標は 2019 年 11 月、最終処分量目標は 2020 年 11 月に設定され、以下のとおり。

【循環型社会形成に向けた目標】

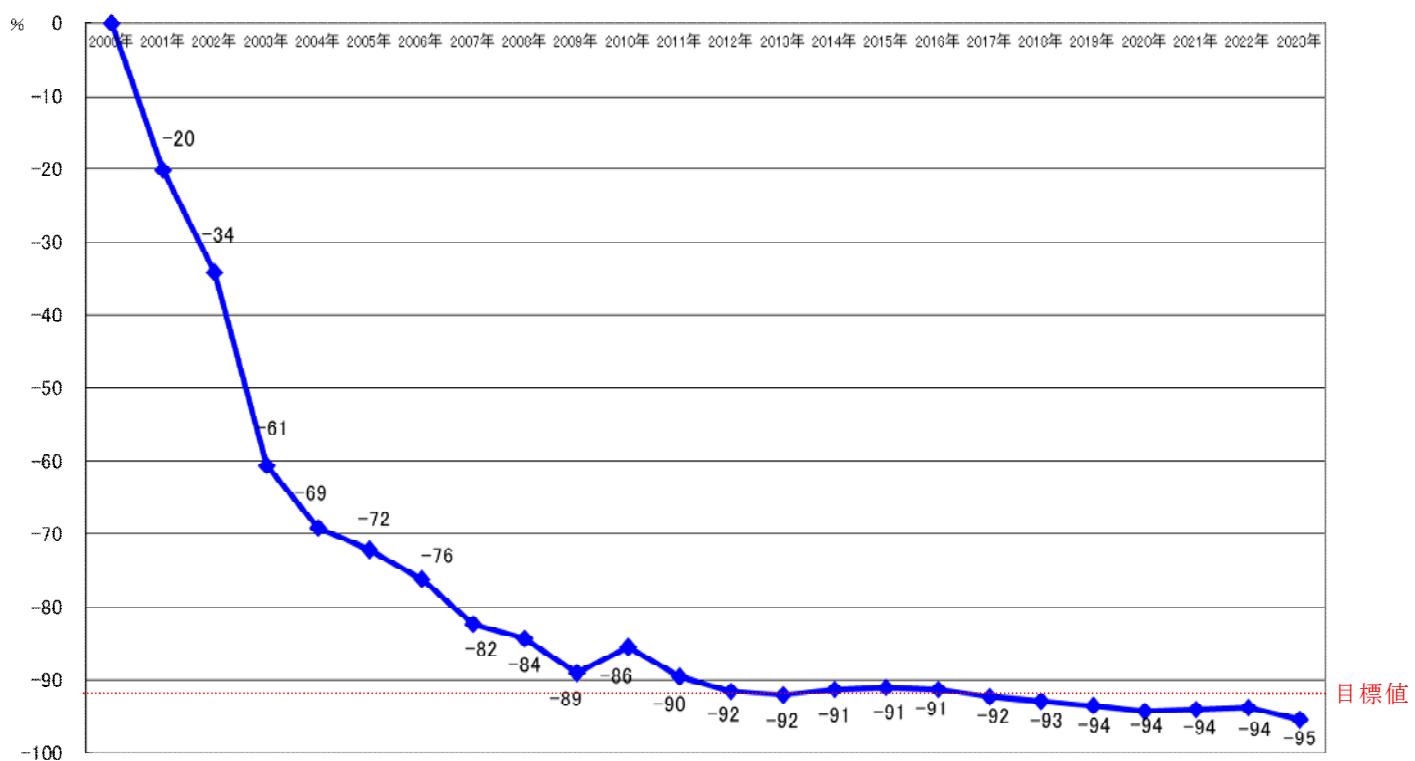
- ・2025 年度の廃棄物の最終処分量を 2000 年度比 92% 減にするよう努める。
- ・2030 年度の廃プラスチックを含めた廃棄物の再資源化率を 96% 以上とするよう努める。

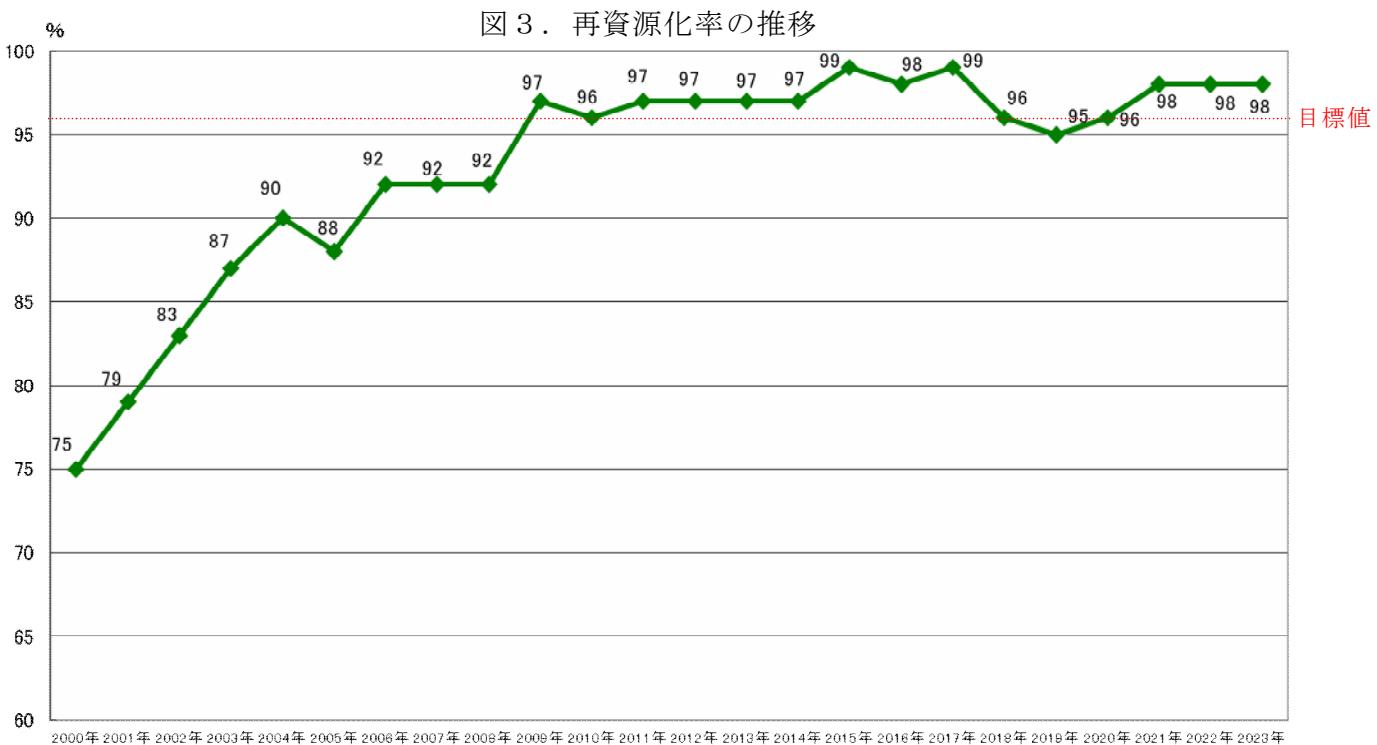
a. 最終処分量削減率・再資源化率の実績及び見通し

図 2 のグラフは、最終処分量削減率の推移を表しており、2023 年度の最終処分量は 2000 年度比 95% 減となり、2025 年度目標の 92% 減を達成した。今後も 2025 年度目標を達成できるように、現状水準を維持・向上していく。

また、図 3 のグラフは、再資源化率の推移を表しており、2023 年度における再資源化率は 98% となり、2030 年度目標の 96% 以上を達成した。今後も、2030 年度目標を達成できるように、現状水準を維持・向上していく。

図 2. 最終処分量削減率の推移





b. 会員各社の廃棄物削減における取組み

上記の目標に向けて、会員において以下の取組みなどが実施された。

- (i) 金属くず関係（研削スラッジ固形化装置の導入により製鋼原料化など）
- (ii) 廃油、廃液関係（分別によるリサイクル化、廃油サーマル利用など）
- (iii) 包装・梱包関係（包装形態の改善、鋼球箱の製紙原料へのリサイクルなど）
- (iv) プラスチック関係（ポリケースのマテリアルリサイクルなど）
- (v) 汚泥関係（排水汚泥を社外中間処理により再生土にリサイクルなど）
- (vi) 廃酸、廃アルカリ（廃アルカリを再精製して使用など）
- (vii) その他（油性クーラントの回収、ウエスのリサイクルなど）

③ その他の環境関連活動

a. 改善事例集の作成・配付

「カーボンニュートラル行動計画」及び「循環型社会形成自主行動計画」を着実に推進するため、会員各社が実際に取り組んでいる環境関連改善事例を集めて「2024年度省エネルギー・廃棄物削減・包装材の改善事例集」を作成し、会員企業に参考資料として配付した。

b. 欧州 PFAS 規制案に対するパブリックコメントを提出

2023年6月開催の当工業会定時総会において、「EUにおけるPFAS規制の動向」について経済産業省より説明が行われ、EU規制案について何らかの支障がある場合は、各企業・各工業会からもパブリックコメント（以下、パブコメと記載）の提出の

検討をお願いしたい旨の話があった。

これを受け、環境対策専門委員会で検討した結果、一部会員が既に個別にパブコメ提出ないしその検討をしている状況のもと、委員からの要請もあり、工業会としてパブコメを提出することとなった。

環境対策専門委員会における検討会で審議した結果、パブコメ案が取り纏まり、その内容について、理事・監事・参与の皆様に了解をいただいた。これを踏まえ、9月に欧州化学品庁（ECHA）に提出した。当工業会は、その後の動向について経済産業省と連絡をとりつつ注視している。

c. MCCP 及び PFCA の使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査への協力

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される「残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）」の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制については、国際的に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」に基づく枠組みにおいて規制され、更に継続的にその変更・強化について議論が進められている。

特に、「中鎖塩素化パラフィン(MCCP)（難燃性樹脂原料等）」及び「長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び関連物質(長鎖 PFCA)（フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等）」については、同条約に基づく国際会合である第 17 回 POPs 検討委員会（POPRC17）会合において、残留性・生物蓄積性・長距離移動性及び毒性等を審議した結果、規制対象に追加する方向で検討を進めるとの結論に達した。その検討においては、MCCP 及び PFCA の使用用途ごとに規制の適用除外を認めるか否かについて検討が行われることとなっていた。経済産業省は、日本国内においてその実態を調査*し、その調査結果をもとに日本として対応していく必要があり、各種団体に協力要請をしてきた。

*これらの物質がどの分野・用途で部品や製品に含有されているか、代替技術はあるのか、代替にかかるコストはどのくらいかなど。

当工業会では、この協力要請を受けて、環境対策専門委員会加盟会社を中心に対応を検討し、全会員に調査を行い、その調査結果を経済産業省に報告した。

その後、2023 年 10 月に開催された第 19 回 POPs 検討委員会（POPRC19）で審議が行われ、適用除外付きで廃絶対象物質（附属書 A）に追加することを次回の締約国会議（COP12、2025 年 4-5 月予定）に勧告することが決定された。当工業会は、その後の動向について経済産業省と連絡をとりつつ注視している。

(2) 中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として、中小企業対策企画委員会が設置され、同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営している。また、広く中小企業の課題を研究する場として、中小企業対策企画委

員会のもとに中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガル・チェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。2024 年度においても、こうした組織基盤のもとで中小企業対策事業が推進された。

①中小企業対策企画委員会主催による講演会、懇談会及び工場見学会等の実施

(第 1~4 回は 2012 年度、第 5~9 回は 2013 年度、第 10~13 回は 2014 年度、第 14~17 回は 2015 年度、第 18~21 回は 2016 年度、第 22~25 回は 2017 年度、第 26~29 回は 2018 年度、第 30~34 回は 2019 年度、第 35~39 回は 2022 年度、第 40~43 回は 2023 年度に開催された。)

a. 第 44 回 (2024 年 4 月 11 日開催)

「㈱明電舎沼津事業所見学会」及び「市井工業会会长との懇談会」

於：静岡県沼津市

b. 第 45 回 (7 月 18 日開催)

「中小企業講演会・意見交換会」

テーマ：「中小企業を巡る最近の動向について」

講演者：経済産業省産業機械課課長補佐 國府田勝行 殿

於：大阪科学技術センター

c. 第 46 回 (11 月 13 日開催)

「からくり改善くふう展見学会」（総務連絡会と共に）及び「からくり導入検討会」

於：ポートメッセなごや及び名古屋市

d. 第 47 回 (2025 年 3 月 4 日開催)

「オークマ㈱本社工場見学会」及び「鵜飼工業会会长との懇談会」

於：愛知県丹羽郡大口町

②政府情報の提供、施策の活用、政府への協力

中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、政府及び政府関係機関の施策についての情報提供、当該施策の活用などを進めるとともに、政府に対して、政策などに関して、提言や要望、協力等を行った。

特に、政府等の施策への協力事業として次を実施した。

a. セーフティネット施策のベアリング産業指定のため、政府に対し統計データ提供と要請を行い、指定を受けた。

(i) 2023 年 10 月からの施策（業種指定）

セーフティネット施策のベアリング産業指定のため、政府に対し統計データ提供協力と要請を行い、その結果、以下の期間の指定を受けた。

2023 年 10 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」※が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号（セーフティネット保証 5 号：業況が悪

化している業種に属する中小企業者を支援するための措置) の規定に基づく指定業種となつた。これにより、中小企業会員は、取引の数量の減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることにより (注 1) 、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証 (別枠保証) の利用が可能となった。

※日本標準産業分類細分類番号 2594

＜特例保証の内容＞

① 保証限度額の別枠の追加

(一般保証限度額)

- 普通保証 2 億円以内 +
- 無担保保証 8,000 万円以内

(別枠保証限度額)

- 普通保証 2 億円以内
- 無担保保証 8,000 万円以内

② 保証料率

おおむね 1.0% 以内で、信用保証協会ごとに定められている。

(注 1) 個々の中小企業会員の認定手続き

中小企業会員がセーフティネット保証 5 号を利用するには、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているためその経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けることが必要。

※企業認定基準

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象。

- イ. 指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比 5% 以上減少の中小企業者。
- ロ. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20% を占める原油等の仕入価格が 20% 以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(ii) 2020 年 2 月からの施策 (地域指定)

新型コロナウィルス感染症対策として、2020 年 2 月 28 日から、日本の全地域がセーフティネット保証 4 号の規定に基づき指定となり、2023 年 9 月 30 日まで継続した。市区町村長の認定を受けることにより (注 2) 、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証 (別枠保証) の利用が可能となった。

また、2023 年 10 月 1 日以降、2024 年 6 月 30 日までは、その資金使途が借換の場合に限り適用された (新規融資資金のみでは 2023 年 9 月 30 日で終了)。また、借換資金に追加融資資金を加える場合についても、適用された。

＜特例保証の内容＞

保証限度額：一般保証とは別枠で 2 億 8,000 万円

【一般保証限度額】2億8,000万円以内 + 【別枠保証限度額】2億8,000万円以内

(注2) セーフティネット保証4号の対象中小企業者は次のとおり。

＜対象中小企業者＞

次のいずれにも該当する中小企業者

- イ. 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - ロ. 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- b. 経済産業省は、新型コロナウイルス感染症対策等として、新分野展開、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援するため、2021年3月から「事業再構築補助金」の公募を行った。一部の中小企業会員も申請手続きを行い、申請にあたり経済産業省産業機械課から適切なご指導をいただいた。その結果として、これまでに会員企業3社が採択された。
- c. 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」については、新型コロナウイルス感染症の支援策も含めた見直しが行われ、年間を通じて申請できる制度となり、会員への情報提供などにより活用を促した。（注2）
- （注2）平成24年度補正予算以来、同様の補助金施策により継続的に会員企業の採択がみられる。
- d. 中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等について
- 中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等を工業会ホームページに記載し周知を図っている。2024年度における、その主な内容は次のとおりである。
- i. 2024年版中小企業白書・小規模企業白書が発表されました。（中小企業庁）2024.5.20
 - ii. 中小企業信用保険法（セーフティネット保証5号）の規定に基づく指定業種について（中小企業庁）2024.6.20
 - iii. 第176回中小企業景況調査（2024年4-6月期）が発表されました。（中小企業庁）2024.6.28
 - iv. 中小企業信用保険法（セーフティネット保証5号）の規定に基づく指定業種について（中小企業庁）2024.9.20
 - v. 第177回中小企業景況調査（2024年7-9月期）が発表されました。（中小企業庁）2024.9.30
 - vi. 下請取引適正化推進月間の実施について（公正取引委員会・中小企業庁）2024.10.21
 - vii. 中小企業信用保険法（セーフティネット保証5号）の規定に基づく指定業種の延長について（中小企業庁）2024.12.20

viii. 第 178 回中小企業景況調査（2024 年 10-12 月期）が発表されました。（中小企業庁）

2024.12.20

ix. 「価格交渉促進月間」の実施について（中小企業庁）2025.2.28

x. 中小企業信用保険法（セーフティネット保証 5 号）の規定に基づく指定業種の延長について（中小企業庁）2025.3.21

xi. 第 179 回中小企業景況調査（2025 年 1-3 月期）が発表されました。（中小企業庁）

2025.3.31

（3）外国人材受入制度への対応

①政府検討への即応

2018 年 2 月、「経済財政諮問会議」で総理大臣より新たな外国人材受入制度の検討が指示され、同年 6 月に「骨太の方針」にて、新制度の大枠が決定した。

同年 8 月 1 日、経済産業省にて、業界に対する説明会が開催され、その場ではじめて、個別の業界ごとに業種指定に手を擧げるかどうかの回答及び会員企業アンケートの実施（同年 8 月 8 日回答期限）、並びに手を擧げる場合は有識者（委員会の委員長でも可）の登録も併せて要請された。これら要請に対し、極めて短時間に意思決定をすることが必要となつた。

こうした状況に対し、当工業会は、総務連絡会での検討、理事会承認などの due process を迅速に進め、「即応の対応」をとった。即ち、上記アンケートの結果、すでに「技能実習制度」を活用している企業があること、新制度の活用を希望している会員が少くないことを総合的に判断し、業種指定に手を擧げるとともに、当工業会に「外国人材受入対策専門委員会」を急遽創設し、委員長は互選により決定した（2018 年 10 月に第 1 回会議を開催。現委員長：日本精工（株）人事総務本部 人事部長 島田正人氏（2021 年 11 月～））。こうした一連の足早の動きの中、経済産業省の要請を受け、製造業の数少ない代表として当工業会に対し法務省ヒアリングが実施され、当業界のみならず機械加工産業の実態を説明した。

その後、政府は検討を進め、2018 年 12 月、関係法令、「基本方針」、「分野別運用方針」を制定し、ベアリング業界は対象分野のひとつである「産業機械製造業分野」の適用業界となつた。

②その後の政府における制度改善の進展

本制度は、在留資格制度の抜本的改革であるとともに、既存の技能実習制度*との関連もあることから、以下のとおり、制度の変遷を辿っている。

今後も、政府における制度設計の変更等、政府の検討状況や、社会・経済への影響を注視しつつ、当業界として外国人材受入れ全般について適切な活動ができるよう対応に努めることとする。

※2024年6月21日に技能実習制度に代わる「育成就労制度」の創設を柱とする育成就労法と改正入管難民法が公布された（2024年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行。）。同制度は、我が国の人手不足の産業分野における人材の育成・確保を目的とするもので、技能移転による国際貢献を目的とする現行の技能実習制度を抜本的に見直したもの。

2018年12月8日：「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」※が成立（2019年4月1日施行）。

※「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国管理庁は、特定技能雇用契約の適正な履行、労働法令の適合などを担保するため、受入れ企業等に対し報告徴収、立入検査、改善命令等を行うことができる。

2018年12月25日：基本方針※¹及び「分野別運用方針」※²・「分野別運用要領」※³が閣議決定。経済産業省の所管は、「産業機械製造業分野」、「素形材産業分野」、「電気・電子情報関連産業分野」の3分野。ペアリング業界は「産業機械製造業分野」に含まれる。

※1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針

※2 産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

※3 「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

2022年4月26日：「産業機械製造業分野」、「素形材産業分野」、「電気・電子情報関連産業分野」の3つの分野が、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」という1つの分野に統合された。

2022年8月30日：「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」の中の業務区分が当初は19に細分化されていたが、多能工として従事させたいとの要望を受け3つに統合された（機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理）。

2023年6月9日：特定技能1号での経験を経て熟練した技能を身につけた外国人材が、引き続き熟練工やマネジメント層として製造業の現場で活躍できるよう、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」を含む全11分野※が特定技能2号の対象となった。

※ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（全11分野）

2024年3月29日：「基本方針」※¹、「分野別運用方針」※²を改定し、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業分野」と名称変更したうえで、新たに業種・業務区分を追加し15業種※³・10業務区分※⁴にするとともに、5年間の受入れ上限数を拡大※⁵することを閣議決定。

※1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更について

※2 工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

※3 素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、金属表面処理業、鉄鋼業を含む15業種

※4 機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、紙器・段ボール箱製造を含む10業務区分

※5 工業製品製造業分野：2019～2023年度 49,750人→2024～2028年度 173,300人

特定技能16分野全体：2019～2023年度 345,150人→2024～2028年度 820,000人

「工業製品製造業分野」の「基本方針」及び「分野別運用方針」の主な内容は以下の通り。

- a. 受入れ人数は向こう5年間で173,300人を上限とする（2028年度末まで）。
- b. 技能水準は、分野別運用方針において定める業務区分に対応する試験等により確認する。第2号技能実習を修了した者については、試験等を免除する。
- c. 外国人の報酬額が日本人と同額以上であること。
- d. 職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務。
- e. 人権侵害への対応
- f. 受入れ企業、業界団体は、経済産業省が組織する「製造業特定技能外国人材受入れ協議会・連絡会」に必ず加入する。

③製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

経済産業省・製造産業局が主催する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」に当工業会は初回から参加し、政府からの指示や情報提供をフォローし、また、調査・要望の取りまとめなど政府へ協力をした。

・第1回 2019年3月26日・第2回 2019年10月3日・第3回 2020年2月7日・第4回 2020年8月28日・第5回 2020年12月7日・第6回 2021年5月26日・第7回 2021年10月22日・第8回 2022年4月28日・第9回 2022年9月20日・第10回 2023年6月9日・第11回 2024年4月5日
(第3回から業界団体は、オブザーバー参加となっている。第4回以降はすべて書面会合。)

④特定技能外国人材制度の機械加工における「研削・研磨」について

特定技能外国人材制度の産業機械製造業分野（ベアリング含む）における「機械加工」の業務において、これまで「研削・研磨」の作業をさせることができるかどうか明確でなかった。当工業会から、この作業ができるよう、経済産業省に対し要望を行ってきたところ、経済産業省の尽力により、2020年1月に、この作業ができる旨、政府としての見解が示されている。

⑤「工業製品製造業分野特定技能制度」運営のための民間団体「一般社団法人工業製品製造技能人材機構」の設立

経済産業省では、「工業製品製造業分野特定技能外国人材」の受入れ事業（受入れ支援事業、技術水準確保事業）については、制度の円滑な立ち上げを目指して、制度開始からこ

これまで受入れ企業の負担のない形（経済産業省による全額国費の委託事業）で行ってきた。しかしながら、今後更なる特定技能外国人材の活用が見込まれ、様々な意見や要望等を把握し、必要に応じたサービスを提供できるような体制を構築する必要が認められ、また他省庁における体制なども勘案し、経済産業省は、業界団体と受入れ企業が主体的に関わる形の民間団体を新たに設立することを検討中である（2024年度末時点）。今後、工業会として対応を検討していく。

【民間団体の概要】

法人名：一般社団法人工業製品製造技能人材機構

事業：協議・連絡会及び委託事業で実施してきた、技能試験の作成・実施や相談窓口の運営等を引き継ぎつつ、以下の支援・サービスを新規に実施する。

- ・特定技能評価試験対策講座の実施、試験対策資料の拡充
- ・在留申請・報告書の作成セミナーの開催 等

※支援・サービスは、会員から寄せられる意見・要望や本団体の毎年度の収支等を勘案して拡大・改善していく。

正会員：製造業分野において、特定技能制度を活用する産業の主な業界団体

賛助会員：製造業分野において、特定技能外国人を受け入れる事業所

（4）「物流の2024年問題」への対応

①経緯

2024年4月から例外的に猶予されていたトラックドライバーの時間外労働の上限が年間960時間となり、物流の適正化・生産性向上について対策を講じなければ、物流需給がさらに逼迫するおそれがあり輸送能力不足が起こると試算されていた。

こうした中、2023年3月理事会にて経済産業省 産業機械課長から、政府が検討している物流対策やその対応の必要性について説明があった。その後、同年6月2日に政府は発荷主企業・着荷主企業・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（以下「政府指針」という。）を公表した。これを受けて、同年6月中旬、経済産業省は各業界団体に対して、政府指針を踏まえ、業界・分野別の「物流対策自主行動計画」（以下「計画」という。）作成を要請した。

②当工業会の対応

i. 事前アンケート調査の実施

上記要請に対し、2023年7月11日の総務連絡会で検討した結果、緊急性があり物流という重要性に加え政府等から強く要請されていることから、総務連絡会で当工業会の「計画」策定を検討することを決定した。策定にあたっては、「政府指針」を踏まえつつ、会

員への事前にアンケート調査を行いその結果を考慮し、中小会員が対応可能なものとなるよう特に留意することを確認した。同年 9 月、全会員に対し、物流実態の把握のための事前アンケート調査（9 月 5 日～10 月 10 日）を実施した。

ii. ベアリング業界の「計画」の策定^{※1}

同年 12 月中旬、事前アンケート調査結果を踏まえ、総務連絡会が「計画」の素案を作成した。続いて、総務連絡会に参加していない他の会員（中小会員など 20 社）に同案を理事会に付議することについて確認作業を行い全会員から承諾された。これを受け、2024 年 1 月 24 日理事会にて同案を諮り承認された。承認された「計画」は経済産業省に提出^{※2}するとともに、当工業会ホームページに掲載した。

※1 表題は「ベアリング業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」。

※2 経済産業省のホームページに掲載された。

③政府の動き

政府は、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容等について抜本的・総合的な対策を講じるため、2024 年 4 月 26 日に国会において「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（流通業務総合効率化法）」と「貨物自動車運送事業法」の一部を改正する法律（物流改正法）を可決・成立し、2024 年 5 月 15 日に公布した（施行は 2025 年 4 月 1 日）。但し、次の義務規定については 2026 年 4 月施行予定。

- a. 一定規模以上の荷主と物流事業者を「特定事業者」に指定し、中長期計画の作成・定期報告。
- b. 特定事業者のうち、荷主は物流統括管理者を選任。

（5）洋上風力の産業競争力強化に向けた政府施策への協力

①経緯と当工業会の対応

2020 年 7 月、再エネ海域利用法を通じた洋上風力発電の導入拡大と、これに必要となる関連産業の競争力強化と国内産業集積及びインフラ環境整備等を、官民が一体となる形で進め、相互の「好循環」を実現していくため、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」（以下、「官民協議会」という）が経済産業省及び国土交通省の共管で設立された。官民協議会の下には作業部会、更にその下に民間主導の各種サブ WG を設置された。その中の一つに「サプライチェーンの在り方検討分科会」（以下、「サプライ分科会」という）が設置された。2020 年 10 月末、経済産業省産業機械課から当工業会にサプライ分科会への参加要請を受けた。参加者を選出するにあたり総務連絡会で内部検討を行った結果、会長会社である日本精工（株）の専門家が当工業会を代表して参加することになった。

②「洋上風力産業ビジョン（第1次）」の決定

第2回官民協議会（2020年12月15日）において、梶山経済産業省大臣の提言を受け、洋上風力への投資、サプライチェーン（供給網）の形成、技術開発を通じて国際競争を勝ち抜く次世代産業に育てる考えなどが盛り込まれた「洋上風力産業ビジョン（第1次）」が決定した。主な概要は以下の通り。

＜政府による導入目標＞

- ・年間100万kW程度の区域指定を10年継続し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する。

＜産業界による目標設定＞

- ・国内調達比率を2040年までに60%にする。
- ・着床式の発電コストを2030～2035年までに8～9円／kWhにする。

③国内調達比率のガイドラインの策定

第9回サプライ分科会が2022年10月13日にオンライン形式で開催され、当工業会からは日本精工（株）産業機械軸受技術センター 風力技術部長 神田 裕氏が代表として出席した。会議では、洋上風力産業ビジョン（第1次）を踏まえ、国内調達比率の向上に向けた取組みを促進することを目的として、具体的な算定方法及び報告方法を整理するため、国内調達比率のガイドライン案が策定された。

（注）本ガイドライン案は、再エネ海域利用法に基づく事業者選定公募において提出する公募占用計画に国内調達比率を記載する場合に活用を想定。現在、同分科会は事務局を担当している一般社団法人日本風力発電協会が運営体制の見直しため活動を一時休止している。

（6）労務関係

①春闘の調査

組合のある会員会社に、2025年度の春闘の「賃上げ要求及び回答」について、調査を行った。調査結果は、2025年4月に全会員に対し提供を行った。なお、本調査はリーガル上問題がないことが確認された手法で行われている。

②JAM「安全週間ポスター」作成への協力

工場災害防止、安全運動の啓蒙推進を図るため、2024年7月1日から7日まで厚生労働省が主催して全国的に開催される「安全週間」のポスターにつき、JAM軸受部会ポスター作成費用に協力し、会員企業にポスターの配布を行った。

本年度の安全週間ポスター入賞者は次のとおりである。

特選 横田裕紀（旭精工労働組合）

入選 林 寛二（N T N労働組合）、岸本千晶（日本精工労働組合）

佳作 相場智也（N T N労働組合）、矢澤公彦（N T N労働組合）

西田美桜（東振労働組合）

③厚生労働省からの周知依頼

厚生労働省より、2024 年度には、次の事項について周知依頼があり、工業会ホームページに掲載した。

- ・企業等における公正な採用選考の実現に向けて（2024.4.30）
- ・令和 6 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について（2024.4.30）
- ・令和 5 年職場における熱中症の発生状況（確定値）等について（2024.6.20）
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更にあたっての周知・啓発に向けたお願いについて（2024.8.13）
- ・令和 6 年度（第 75 回）全国労働衛生週間について（2024.8.13）
- ・職場における熱中症予防対策の徹底について（2024.8.31）
- ・長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書（2024.10.31）
- ・令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について（2024.12.20）
- ・令和 8 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について（2025.2.28）
- ・新規高等学校卒業者及び新規中学校卒業者の採用選考に係る応募書類の様式の一部改定について（2025.3.10）
- ・令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について（2025.3.10）

5. 広報に関する事業

(1) 機関誌「ベアリング」の発行

機関誌「ベアリング」は、月刊として発行し、会員に加え、関係官庁、関係団体等に配布した。

2024 年度の掲載内容については、ベアリングに関する技術標準化活動（ISO等）、国際関係事業、環境問題への取り組みなど、隨時掲載し事業活動の動向を報告するとともに、統計資料を掲載した。

特に、ISO/TC4 については、製品の幾何特性仕様（GPS）の適用やセラミック関係の規格開発等が活発化してきている。また、これと並行して ISO/TC4 の国際会議も激増しており、これら会議について、『ISO レポート』と題し掲載し、その結果の普及に努めた。

また、『業界の動き』では、関連情報を逐次掲載した。更に政府からの周知要請についても掲載を行った。

連載企画としては、『ベアリングの散歩道』と題し、ベアリングの基礎知識について、読みやすい内容に工夫し、掲載を行った。

親しみやすい機関誌を目指して『ずいひつ』を掲載した。

(2) ホームページ

広く一般の方々に、ベアリング業界と当工業会への理解を高めてもらい、並びに会員に対する情報提供の充実を図るため、ベアリングの製品説明、産業及び工業会の概要、工業会会員の紹介、統計資料などを内容とするホームページを運営した。毎月 3 回、定期的に更新を行い最新情報を掲載した。

事業報告の附属明細書

附属明細書に記載すべき事項は特になし。